

第拾號

# 文明之母第拾號目次



本誌は每月一回(十五日)に發行す
本誌は前金に非れば發送せず
本誌の定價は　(府外は郵稅を要せず)
一冊　金八錢
六冊半年分　金四十五錢　(郵稅共)金五十七錢
十二冊壹年分　金八十四錢　金壹圓八錢

本誌の廣告料は(五號活字廿字詰)
一行　前金拾錢　十行以上前金九錢
廿行以上　前金八錢　一頁以上前金六錢

本誌の見本は郵劵拾錢を送らるれば呈す
本誌の代金御囘送の節は內國通運早達便又は東京郵便局へ御振込被下度
郵劵代用は一割增
本誌の前金將に相切れんとする時は其卷の宿所姓名を朱書して發送をへし然るも尚御囘送無之節は直ちに發送を止むべし


版權所有

發行兼編輯人　中村一　東京深川區諸町十三番地
印刷人　小西石造　東京深川區仲町八番地

發行所　東京日本橋區大傳馬町二丁目貳拾貳番地　生文社


和泉式部
小式部
桂舟画

文明之母第十號

# 文明之母

明治二十二年八月十五日發兌

## ○賄賂事件公判筆記を讀む

近時政治上、社會上の問題として、世人の刮目する所の者許多ありと雖、最人の注意を惹きたる所のものは次の三なり。曰く、官有鐵道の拂下、曰く條約の改正、曰く東京府會の賄賂事件。　然り而して其の第一第二に就いて目を刮り意を注ぐものは、重に政法の何たる、國際の何たる、國家經濟の何たる、將來利害の何たるを知る者に止る。彼の第三の事實――東京府會の賄賂事件に關しては則ち然らず、官吏も學者も書生も女生徒も藝妓も娼妓も、車夫馬丁も小僧丁稚も、或は山邊に犬打つ童も、谷川に衣濯ふ賤の女も、與に倶に喋喋喃喃するなり、即ち凡ての日本人の特に矚目する所なり。　吾人未だ新聞紙の報道を見ざるに、已に其の公判の開けたるを村婆に聞く、已に其の證人の續々召喚せられたるを婢僕に聞く、嫌疑者の累々拘留せられたるを車夫に聞く。是に於て乎、其の公判の筆記を讀むもまた一興ならん、と新聞紙上に於いて一讀過したり。　一讀過して吾人は實に汗を握れり、涙を催せり。　其の汗を握れるは、其の判決の如何により、勝敗の

如何により、其の影響せる所の尠少ならざるを知ると以てにあらざるなり。　其の涙を催せるは、又其の影響する所の尠少ならずして、幾多の六ヶ敷罪人の出づべきを悲むが故にあらざるなり。　然らば則ち何が故ぞ、何が故に好んで汗を握り、涙を催すぞ。

[redacted]

[redacted]、兎に角冷やかなる公判なるらな、本年の溽暑の特に涼しかりしも、また宜なりと謂ふべし。

## 論說

○室家教育および學校教育　リンコルン、フェルプス女

婦人の教育に就き論ずる者多し、而して要するに次の二點に歸す。曰く始終母の監守を受けしむるに若かず、曰く衆中に在りて知覺の勢力を競起せしむるに若かず。然れども其の教育を受くる中、母の膝下に在るにもせよ、年頃に及びて他に就學するにもせよ、兎も角其の品行の良否は、親たる者の品行如何に基くものなり。顧ふに處女の服裝如何せば時好に適すべきとか、又敬神に於ける考案の如き、皆其の最初の教導に因りて萌芽を生ずるなり。特に母親は女子の教育を監守するに適當なる者なるべし、蓋母の教導に於けるや、戒心勉勵の外他念なし、誰か又母の子を思ふ如くに、深且切なる者あらんや。然れども此の餘りに深且切なるに過ぐるあらんか、則ち又却て兒子の害を爲すべし、彼の細微の萌兆を見て、徒に後來を想像し、或は徒に悲しみ、或は徒に喜ぶが如き是等の感情は大に教育の確乎たるを害し、又其の進歩を妨ざるはなし。

女子家に在りて、賢母の膝下に在りて、其の正しき監守の下に在れば、必愛らしく生長し、賢く生長し、生涯の職分を行ふに足る人とならんと、此の考案は唯詩人小說家などのいふ所なり。而して其の女子を美しく陳べんが爲、形容の華麗なると、幼兒の無欲なるとを合せて之を表す、曰く厭ふべき世上の利害を詳にせざるも、貴重すべき事どもは一

どして知らざるはなしと、曰く其の氣概柔順にして愛らしく、自然の意志の壓枉せらるゝなしと、曰く其の意氣寛仁にして偏重の念なしと。是實に虚誕のみ、空説のみ。苟も世事を知らんと欲せば、宜く世間に交はるべし、一家内に生長したるの女子何ぞ其の容儀の疎率ならざるを得ん、其の性情の驕恣ならざるを得ん。

其の母上等の人にして禮儀作法に通曉し、鋭意其女子の教育に從事するも、是亦徒法たるに過ぎず、猶彼の畫譜を學ぶに唯其の理を講ずるが如し、寸益だも之あらざるなり而して常に數多の人に傅かれ、遊樂の陪從せらるゝを以て、自然に放恣、傲慢、自負の性を養成するを免れず。

人或は謂ん、文學に關しては家居の沈靜なるは大に益ありと、是亦誤信のみ。假に其の母をして女子教育の諸學科を授くるに足るものとするも、能く之を監守し、秩序を踏み、規則に準じ、以て之を教授するの時間あるか。

母能く此の事業に適し、女子を教化せんと欲するも、母たるの職分の外、尚又爲さざる可らざる數多の職分あるを奈何せん、蓋妻としては其夫を扶助せざるべからず、内相としては家事を整頓せざる可からず。　已に是のみにても學業教育に充分なる省察を與ふる甚難かるべきに、世間の交際も亦爲さゞる可からず、知人の来訪にも接せざるべ

からず、嘉會の請待も辭すべからず、是等の障碍皆學業の時間を妨ぐべし、隨ツて學生たるの女子も、其日課を習學ばるも、教師たる母の省察の不定なるを知り、其の勉強心は挫折して、自然苟且懶惰の風を生ずるは、いまだ如何ともすべからず。

嘗て英敏剛毅なる婦人の其れ女子を手自ら教育するを見たり、是人の自ら其女を教育するは、金錢の不如意なるに學校を厭ひしに依るなり。妾も其の婦人を能く識りたるが、當時或人々は大に之を嘉し、其の婦人も大に得色ありしなり。妾其の後久しく其の婦人と相見ざりしが、再び遇ひし時には彼既に數兒を擧げ、長女は早や十六歳前後なりし。妾熟々之を見るに、如何にも野鄙無識にして、其の容儀の粗野なる、其の知覺の缺乏せる、實に學校に於て教育せられたる十歳前後の幼兒に劣れり。苟も教育の端緒を知る者は、何人も其の教授をするに當ツて、時間と耐忍の必要なるを認むるならん。兒童に數字と教ふる尚然らざるを得ず、況や讀方、綴字、習字、地理、文法、算術等より稍高尚の學科に至るに於てをや。已に然り、故に彼の婦人が其女を教育して失敗せしは異しむに足らず、彼遂に到底其の難きを悟り、女をして或學校に入らしめたりしが、其の怠慢の慣習は固く其の心性に凝結し、徒に遊樂を思ふて、修業を厭ひ學則に苦しめり。嗚呼女子學業の進否は天稟に依らず、彼の遊樂等の爲に心力を痴鈍ならしむるに基く、而し

て其の罪監守者を措てまた誰にか歸せん。

都會の富商は其の子の爲に、各學科の師を家に招きて教授せしむるものあらん、然れども彼の時間交代の教師等は、其の望む所固より學生の進歩に非ずして、唯一に金錢にあり。斯る區々たる建築者に由て構造せらるゝ者、果して如何なるべきか、彼の智德の由て顯す所の全美整々を望むを得べけんか。

唯室家に於いて教育せられたる兒女は、所謂世間見ずにして、自の利とする所と、他の利とする所と自差別あるを知らず、又克己の耐忍とは、常に必要なるをも知らざるなり。好し是等の事は父母赤心を以て教戒するとするも、世間に出でゝは室家にあると大に異なり、乃ち室家に在りては些々たる心痛も慰撫せらるれども、世間に出でゝは然る能はず、常に口を酸くしてまでも之を說聞かする者あるも、其嘗て安樂に起居したるの習慣は、毫も變ぜざる所あらず、他人の爲に責任を盡くすを得ず、自己平常の職分すら能く勉むる能はず、要するに身は不幸に陷るなり。然らば則ち知るべし、室家の教育は理論上に於いてこそ易きが如くなれ、實際に於いては實に難きものなることを。彼の母たるもの最初は銳意熱心、以て其の女を教へ、或は教育を監督するも、終には其の不可なる事を悟らん、其の自己の過慮より出るを覺らん。

妾嘗て其の兒を室家に教育せし母の言を聞く、曰く、數十人の生徒と學校に於て教育するより、一二兒と室家に於て教育するは甚だ難しと。是固より然るべし、教員なる者は其の意の向ふ處、一に教育に在て他に在らず、故に學生の學業及び品行を見て、樂また其の中に在り、而して其の教授を施行するに當ツても、母親の如くに過慮することなし。醫師は言ふて曰く、自ら家族の病症を療治するは甚だ厭はしきなり、何となれば過慮其の療法を誤るあればなりと。豈獨り醫のみ然らんや。

兩親の兒子の性質に欺かるゝ者は、學校を監守する人の屢々目に觸るゝ所なり。茲に一人の父あり、自負極れる其女をも甚だ謙遜なる者と思ひ、人に向ツて即ち言ふ、余が女は謙遜に過ぐ、何とかして少しく勇氣を得さしめたしと。中には又其の兒の温和なるを以て、勉強して病を招くを恐るゝ者あり、然れども其實、温和なるにあらず癡鈍なるなり。或は其兒の聲の美なるは歌謡に依ツて然るならんと信ずる者あり、然れども其實、聲は非凡に美なるにあらずして、天稟を失ふ者なるあり。或は彩色を以て塗抹するを好む女を画術に巧ならんと思ふ、然れども其實、水平鉛直の線をも畫する能はざる者あり。斯る盲信は實に獨り愚父母に限らず。

女學校の必要なる素より喋々を要せず、世の小女にして若し其の母を失ひしものあ

らば如何。其父は如何なる議論を有するにもせよ先づ角之を他に出して教育を受けざらしめざるべからず、嗚呼女學校の必要なる固より喋々を要せず。然れども古來此の目的に向つて充分なる守備なきは不可思議なり。ナポレオン嘗てシントデニスに學校を設け、其の勳功士（レツヂヲン、オフ、ヲーノーア）の女子を教育せんとしたるは誠に宜なれども、其方法の不完なるが爲め毫も奏効せざるは遺憾なる。

禮を知れりと自誇する國民にして、往々妾輩女子を陽尊して、嘲笑すべき神像となせり、妾輩は其の愚に報ぜるに墮落を以てせんのみ。妾歴史を讀み、之を思ふ、妾輩の權利は保護せざるも、又決して汚はべからずと論じたる、智にして勇なる國は何處に在るや。其天質は兎に角、其改良は肝要なる者なりと論じたる、智にして勇なる國は何處に在るや。故に妾輩女子に教育を與へ、平均の權衡に於いて、其位地を授けんとしたる、智にして勇ある國は何處に在るや。未だ歴史に於て之を見ず。内閣が開墾牧畜の道を改良せんとしたるは許多あれども、未女子の改良を企てたると歴史に於て之あらず、歴史は然なきども、先見に於ては既に之を爲すを見るなり。

（未完）

編者曰、左の一篇は本誌第八號に掲げたる清水豊子の「日本男子の品行を論

ど」といふ一篇に反對したるものなれど、之を讀まるゝ者は、同時にまさに彼の論文をも并せ讀まれよ、然らざれば本論の妙を知ること難かるべし。

## ○日本女子の品行を論ず

雲外散史

七重八重花は咲けども山吹の」てふ古歌は、我が日本現時の狀態に彷彿たるなからんや。我が國の女子中には、學文もあり、才識もあり、財産もありて、其の花に於いては隨分立派なる人物もあるなれども、其の實たる品行の點に至りては、其の人の學文才識と并稱せられて耻ぢざる者は幾人もなかるべし。堂々たる學者才女にして、其の躬行は却つて無教育の賤女子に比するも、尚劣れるものあり。余が山吹の古歌を以て之を評するも、敢て過言にはあらざるべし。

品行の範圍は實に廣濶なるものながら、其の内の主たるものは、男女の情慾に關する行を以つて最とす。余は特に此の事に就いて、我が日本女子の品行を論ぜんとす。我が日本には藝娼妓なるものありて、頻りに男子に賞翫され居るなり。彼等は何の必要ありて此の社會には現出したるぞといふに、其の者各個の身上に就いて、一々見解を下す時は、千差萬別の因ありて藝娼となりしならん、然れども要するに皆同じく其の身を賣りて利を得るの目的に出でざるはなし。即是等の輩は賣淫を以て其の稼業となすものなり、

故に藝娼妓なるもの、社會に存在するは、完全強壯の身体を所持しながら、正當の業務を求めて以て其の身を活し、以て其の親を養ふこと能はざる賤劣なる女子の社會に多き徵候とこそいふべけれ。是等の女子の所行は、一に巧言令色、妍を售り媚を呈して、勗めて男子の意を得、以て己が慾を逞ふするにあり、信あるに非ず、情あるに非ず朝送晚迎、彼に接し此に觸れ、獸類と一般、實に破廉恥、不道德まさに言ふに堪えざる者なり○或論者は需用者ありて供給者生ずるは經濟の原則なりとて、好色男子の世に多きを以て藝娼妓存在の原因となせり。余は需用と供給と相伴ふは經濟の原則なることを知ると雖、未需用者ありて後供給者の生ずるが經濟の原則なることを――兩者に先後あることを聞かざるなり○遠く藝娼妓の起原を尋ぬれば、彼の白拍子にあり、而して白拍子なる者が生じたる源因を探求するに、男子の需用に迫られて生じたるにはあらずして、己卽ち需用者の地位にあり、卽金錢を得んが爲に斯かることを始めたるなり。彼の局女郎の起原等皆然らざるはなし、況や彼の密賣者の如き、夜鷹の名稱、其の金錢を攫取するの意を表せり○論者もし其の起原は如何にあるも、藝娼妓の現存せるは男子が之を需用する爲なりといえば、假に一歩を讓りて論者の言を然りとすべし、よし然りとするも、斯かる無用物の否有害物の社會に存在する事に就きては、唯四角四面の理屈にのみよりて特に需用者のみ

を責む可からざる事情あり。然れども余は敢て放蕩者流の爲に辯護する者にあらず、又其の不品行を彌縫するが爲に本論を草せず、固より女子の不品行を論ずるが爲なれば、是等の事情を詳論して男子を庇ふことを爲さゞるべし、男子の不品行なる者ある固に疑なし、然れども是が爲に余が前述せる如き女子の罪は到底免るゝこと能はざるべし。嗚呼我が國多數の女子は己泥中に陷り、又男子を引いて汚泥に醉はしむ、憐むべきかな、否實に憎むべきかな。今や公許賣淫廢止の事は、一二有志の唱導する所にして、苟も愛國の志ある者は何人と雖、其の美事たるを認めざるものはなく、我が國の名譽上、當然行ふべき事たるにも係らず、政府が是を斷行するに苦むが如きは、必他に顧慮する所あればなるべし。其は之を公に販賣せしめざれば、密に販賣することとなり、社會の裏面に大なる害毒を流すならんとの恐を懷けばなり。之が爲に政府が賣淫廢止の事に遲々するは、可なるか不可なるかは暫措いて論ぜずと雖、斯く政府をして日本女子は、到底賣淫を止むることを得ざるの輩、獸類的の所行をなして名譽をも道德をも顧みざるの輩、公密何には必賣淫を爲すの輩なりと信認せしめしは、焉ぞ女子たるもの、品行之をして然らしめたるに非るを知らんや。是啻に女子一般の耻辱なるのみならず、直接には男子の幾分を引いて汚泥に染ましめ、間接には我が國体を毀損するの大なるものなれば、輕々に看

過すべきにあらざるなり。故に若女子にして勉めて此乃獸類的の所行を止め、大に其の面目を一新せば、政府は喜んで公賣廢止の猛斷を行ふに至るべく、且政府が豫想する如き惡結果をも生ぜず、又彼の遊冶郎輩に於いても、既に女子が此の業を營まざるを以て之を需用する由なく、自然に其の痕迹を滅ぼるに至るべし。斯の如きは單に外部なる政治の改良のみ止らず、其の内部をも共に改良するものなれば、一擧兩得の策といふべし。故に余が藝娼妓なるもの、存在に就いて、特に女子を責むる所以の者は、女子が自顧み自制して、此の醜行を止めざるの一事、其の原因なるを知ればなり。

因に云ふ、今藝娼妓を一括して論ぜしを批難する人もあらんが、今日の藝妓は娼妓と殆異名同業なり、故に余は之を總括したるのみ。

又藝娼妓にして我が國男子中、特に紳士とか紳商とか云はる丶人の妻となるもの多し。日本の紳士たり紳商たるものにして、世に牛馬視せられゐる藝娼の色に沈醉し、惑溺し、遂に之と妻とし、己の半身とし即己牛馬に伍するが如きは、實に難ずべきの事にして、余は是等の人士の面前に於いて、其の破廉恥の所行を責め、其の面皮を剝ぐにあらざれば甘心する能はざるなり。然りと雖、是亦獨男子を責むべからざるものあり、其の罪女子にあつて存するものあり、請ふ其を所以を述べん。デリアありてサムソン鐵鎖に繫がれ、

クレヲパトラありてアントニー身首所を異にし、貴妃ありて玄宗愈々政に倦み、妲妃ありて紂王益々惡を恣にす、如何ぞ是等のデリア、クレヲパトラ、貴妃、妲妃を以て無罪なりとするを得んや。藝娼妓亦是に類するものなきか、彼の藝娼妓なるものが斯かる職業を營むは、決して止を得ざるに出でたるもののみにてはなきなり、過半は止むを得て止まざりしも多なり其の故何ぞや、今日の社會は紳士とか紳商とか云はるゝ者程、殊に足を花柳の巷に運び、懇親會とか宴會とかいへば、必ず藝娼妓を招く故に藝娼輩なるものは如何なる席にも侍し、如何なる人にも接することを得、是を以て彼の炯眼は己が身を托すべきの人――否寧ろ己を奉養せしむべきの人と看破して、妍媚百出、巧に惡計を逞らし、妖術を逞くして彼を蕩し、彼を惑し、彼を溺らす、身は男子に奴隷使せらるゝも、心は却て彼を奴隷視す實に外面如菩薩、內心如夜叉――恐るべきの魔物なり。要するに男子を以て己が不義の榮耀を得るの器械となす、而して一朝其の望を遂げる時は、氏なくして玉輿に駕し、都合よくば何々夫人の尊稱をも得らるゝを以て、將來望みを屬するに足るの營業なりと思惟し、好んで藝娼となる者あり。又我が國下等の父母は、之が爲に左團扇の樂隱たらんとの目的を以て、殊更に女子に歌舞音曲を練習せしめ、成長するに及んでは幾百の金を投じて迄も、藝娼とならしむる者もあり。是偏に紳士輩の妻とならんとする不正

の望を懷くに起因するものなきが、最改めざるべからざるの弊なりとす。

然りと雖、是等藝娼輩の如きは女子中の最賤劣なるものゝみ、固より學あるにあらず識あるにあらず、所謂花も實もなき族なれば深く咎むるに足らず、余が最力を極めて筆誅せんと欲するものは、是等の輩にあらずして彼の花ありて實を有せざる女子にあり。請ふ一歩を進めて之を論ぜん。

我が國女子中には花の立派なるもの隨分少しとせず、維新以來、女子教育の論起り、西洋主義の教育行はれて、幾多の女學校の設立あり、幾多の婦人雜誌の刊行あり、是等の感化により、是等の刺擊ふより、女子の學問智識は大に進歩したり。然れども是等の女子は果して皆完美の德を有するか。生中學識を獲得したるが爲め、却て其の德義を害したることなきか。男女同權論を主張し、女尊男卑の說を唱へて、男子を輕しめ、其の父兄とさへ侮る女學生なきか。戀慕の自由を唱導して、男子を玩弄物となさんと企つるものはなきか、內行修らずして、醜聞を四方に廣むるものはなきか、食客書生と通し、車夫馬丁と姦したる令孃はあらざるか將其の心、剛愎平戾、其の言行、過激粗暴にして、女子にもあらず男子にもあらざる一種の怪物は出生せざるか。又或人の所謂腐れ玉子の如きものは之なきか余之を聞く、我が國の女子中には俳優の色を愛して之に戲るゝものあり、而して殊

に良家の孃子、高貴の夫人に多しと。嗚呼是何等の醜行ぞ、苟も德義の何たるを解する者の爲すべきことか。然るに名譽と恥辱とを拋ツて、其の情慾を恣にするハ、實に言語に斷えたることといふべし。而して是等の所行ハ、男子が藝娼に於けると一般、普通の事なりとして之を聞くも毫も怪まざるものあるに至る。然らバ則縱令俳優が公然色を賣らざるも、是等の事ハ多少世人に黙許されたるものなり。殊に此の醜行が上流の女子に多しといへバ、其の害毒を社會に流すハ實に大なりといふべし。古にいふ、上の好む所、下之より甚しと、若是等の事を以て不問に附せバ、其の結果遂に如何。今や有志者が遊廓廢止の論を唱ふるにも關らず、之と同時に一方に於いて、女子の爲に新遊廓を設くるの議論を起すものあらんも計り難し、女郎なるものゝ跡を社會に絶つと同時に、男郎なるもの、新に發生するあらんも計り難し。其の他女子の品行に關する醜聞の續々耳に入るものハ、殆屈指に遑あらざれども、余ハ之を列記して紙面を汚すを欲せざるなり、否寧苦痛を感じて之を筆する能ハざるなり、讀者も定めて之を知らざるものなかるべし、若未知らざる人あらバ、試に文明の第八號を採ツて其の彙報欄を讀め、亦其の一班を窺ふに足るべし。嗚呼我が國女子の腐敗も亦極れりといふべし。知らずや樹木が花を着くるハ、實を結ぶの準備なることを、人の學問を爲し智識を得るハ、躬行を修め善良の人と爲らんが爲な

ることを。初より之を期せず、又遂に之を得ることも能はざれば、學問修めざるに如かず。智識求めざるに若かざるなり、況や學識を得たるが爲に、其の品行却て無學無智の者よりも劣るに於いてをや。是蓋勞して効なきものに止らず、實に勞して害あるものなり。然りと雖も是等の醜聞をして海外諸國にあらしめバ、余何ぞ心を苦しめ力を費して、之を痛論せんや、袖手傍觀して徒に嘲笑せんのみ。其の之を言ふを欲せずして、熱涙を揮ツて勉めて之を言ふ所以のものハ、一に事我が同胞に關すればなり。嗚呼我が三千八百萬の同胞中に此の如きものありとハ、實に慨嘆に堪えざるなり、一念此に至る毎に、余ハ未嘗て斷腸の思を爲さずんバあらざるなり。親愛なる姉妹諸子よ、若し余が衷情の萬一を察せば、請ふ少しく耳を開いて余が言を聞け、余が言を聞かば請ふ少しく省みて改むる所あれ。

且又我が國の女子ハ夫あるにも關らず、他夫に通じて暗に一婦數夫の行を爲し、甚しきに至りてハ、密に男妾を蓄ふるものさへあり。斯の如き事を爲すハ其の夫に對して不敬不義なるのみならず、無情の極といふべきなり。素夫婦なるものが結合せしハ、此の行路難澁なる五十年間の旅行を、相信じ相倚りて偕に共にせんとの意に出でたるなり、決して妻ハ夫を子を生むに使用する器械なりとし、又徒に勞働して己を養ふべき後見者なりとし、夫の家を假に己が身を置くの旅宿なりとして嫁し來りたるにハあらざるべ

し。然るに夫よりは專一の義務を守らしめながら、自己は隨意に其の愛を他に泄らさんとするは、情義上爲し得べからざることならずや。中には夫が外事の爲に家に居らざること多く、空閨を守るの困難なるを口實として、竊に他夫に接する者あれども、是亦禽獸なり或は其の夫が善良にして一點の惡意なく、正直にして一毫の邪智なきを奇貨として、其の目を昏ましつゝ、安然他夫に通じ、剩へ夫の愚を笑ふものあり。又其の夫が深沈思慮あるの人にして、たとひ其の妻の不都合を知ると雖、外聞を憚り、暫く之を黙々に附すれば、彼之を知らず、却て之を意氣地なしと嘲けり、得々たるものあり是禽獸に劣る尚遠き者なり或は云はん、男妾を畜ふるは不可なれども、一時の娯樂に供する爲、假に他夫に見ゆるは妨なきに非ずやと。是亦妄想の甚しきものといふべし、斯の如き輩は須らく思惟すべし、今若し已れの夫が他の女子に接しながら、是は一時の出來心なり、交際上止むと得ざるに出でたるなりと辨ぜんに、婦女諸子は之を宥すや否や。重ねて置いて一ツにする——用意の懷劍閃めかして、男の首と女の首とを刺通す、との野蠻なる言は陳べざるべきも、額上忽角を生じて、犬も食はざる闘爭を惹起すならん故に已を以て他を推せば、其の不可なる余が呶々を俟たざるなり。若し男子の不品行なるものあるを論據として、夫と妻とは何ぞ區別あらん、といふ人あらば、余は問はんとす、汝は其の夫に二なきを誓

はざりしか。汝の良心は二夫に見ゆるを以て善き事なりと感ぜるか。女子と男子とは其の感情に於いて差異ありや。汝は汝の夫の淫行を怒らざるか。左なきだに女子は感情に敏なるものなれば、豈之を怒らざるの理あらんや、已に之を怒るものなるに、汝は己の欲せざる所を以て、之を他に施さんとするものなり、余は未其の善を知らざるなり。と斯く論じ来れば、一婦にして數夫に見え、夫の外なる男子に接するは。咎むべきの行なるや明なり。然るに我國多數の女子は、倫理を破りて我儘勝手の所行を爲しながら、夫たるものが一言にても之を非難する時は、邪慳なり、非道なり、苛酷なり、と自己の不品行を棚へ上げ、却て夫に逆ふが如きは、不埒の所行にはあらざるか。又現に其の夫が淫行あれば、彼、我に對する既に此の如し、我、亦彼に報ぜるに無情の所行を以てせざらんや、とて傲然他夫に通ぜるものの往々之あれども、是亦謬妄の甚しきものなり。是を父子兄弟に喩ふ、父の不慈、兄の不仁なる、固より不可なり、然れども父不慈なるが故に子不孝の行ありて可ならんや、兄不仁なればとて、弟不悌の行ありて可ならんや。若父子兄弟の間毋分毫も假す所なからんか、彼、彼が爲すべからざる所を爲すを以て、我、亦我が爲すべからざる所と爲す、父不慈なるが爲に、子不孝に、兄不仁なるが爲に弟不悌に、夫無情の行あるが故に妻亦不貞の行を爲す、斯の如くにして德義焉ぞ滅びざらんや、彝倫焉ぞ破れざらんや、德義滅

び、彝倫破れて、社會焉ぞ壞裂せざらんや。是等の輩は實に偏固の理屈に拘泥して、道理の正鵠を失するものなり。其の他男子にも妾を許すを以て、女子にも男妾を許すべしとなすが如き、皆理屈の奴隷となりて、道德の罪人となるものなり、道德の罪人となるをも覺らずして、其の劣情を恣にするは、切に女子の爲に採らざる所なり。

之を要するに、斯の如き仕義となりたるも、畢竟今日までの婦女が、概して學問なく財產なく、職業なかりしを以て、遂に男女淸潔の交を爲すを得ず、其交に於いて慰む所なかりしを以て、遂に男女の交といへば肉交に止るとなし、他に快樂を得るの道なきより、情慾を恣にし醜劣の輩と做りたるなり。然りと雖、前にも述べたるが如く、輓近に至り女子が少しく學識職業を有してより、一層其の不品行を增したるは、余が特に責めんと欲する所なり。古來我國に行はれたる道德は、頗偏頗なるものありたるには相違なけれども、古人苟も故なくして敎を立つるとあらんや。古語に曰く、女子と小人とは養ひ難しと此の語妄に似たるもまた大に味あり。夫れ女子の性情男子と異なり、其の度量概ね狹隘にして、邪僻の心多く、嫉妬の情深し、故に少しく學識を得れば、直に增長して傲慢の所行多く、其の監督苟も寬に失すれば、放縱の行到らざる所なし。現に近頃に至り、從來男子に壓せられ居たる反動を起し、女子の跋扈するは實に驚くに堪えたり。其の性情の異なる

既に斯の如くなれば、其の教育の方針、其の道徳の撿束、固より異ならざる可からざるなり。斯くいへばとて、余は敢て一に舊道徳を頑執固守して、之を改良すべきを知らざるに非ず、其の弊害あるものは固より改むべきを信ずるなり。然れども一にも二にも舊物を撲滅して、濫に新奇に奔るが如き、破壊主義に至りては大に余の取らざる所なり。又一夫數婦の真理にあらざることは、近頃頻に世上に喋々せらるゝことなれども、凡理論なるものは時と場合とを問はずして、一々實際に當嵌めらるべきものにはあらず、一夫數婦の論の如きは、我が國現時に於いては尚一問題にして、容易に可否せらるべきに非るなり。其は兎に角、一夫數婦は縱令真理に戻るにもせよ、女子たるものが之を不當なりとし、憤懣の餘、己も男子と同様の事を爲さんと企つるが如きは、實に謬妄の極といふべきなり。然りと雖、是男女同權の真相なりといふものあらば、余又何をか言はん。誠に思へ、若も我が明治の社會にして、今日まで文明の大氣に觸れざりしならば、女子の不道徳あるも少しく恕すべき所ありと雖、今日の日本は決して昔日の日本にあらず、百事百物、日進月化し例外の速力を以て非常に進歩したるの日本なり、且又將來尚大に進歩すべく、又進歩せしめざるべからざるの日本なり。故に今日の日本婦女が標準とすべき道徳は、文明的の道徳——真正の文明的の道徳ならざるべからず。然るに女子諸子は、他の些々たることに於

いとゝ成る可く改良を欲しながら、男女間の關係ある道徳に於いてのみ、其の缺点を見出さず、或は其の道徳、以前より遥に劣るもあるは何ぞや豈自家撞着の所作にあらずや且又我が姉妹は、或は幾分の學識を獲得し、幾分の職業を覺習し、幾分の財産を所有するが爲、慢然自ら得たりと爲し、其の躬行毫も修らざるは何ぞや斯かる有様にて進んで天賦の地位を回復せんとは思ひも寄らぬ事なり、我が男子諸氏が同胞の仁愛として之が地歩を得せしむる事を努むるにも拘はらず、(たとひ其の方法は不可なるもあるにもせよ)頑然自ら尊大にし、却て其の進路を遮絶せんとするが如き、是徳行ある人の當に爲すべきの所作ならんや。知らずや文明國の稱號は、人智人文の二者のみを以て購ひ得べきにあらざるなり、淑女てふ名目は、學識財産の二者を代表するの語にはあらざるを。徳行なきの國は眞成の文明國にあらざるなり、品行を兼ねざるの婦人は眞成の淑女にはあらざるなり、朝に鼻を動めかして、女徳論を説き、夕に膝を崩して俳優に戯れ職業者流に通じ、若しくは數夫に接して男子を玩弄視するが如き、之を如何ぞ文明國人の所行といひ、淑女の所作となすを得んや今や憲法てふ未曾有の花は既に開き、國會てふ見事なる花も遠からずして十年來の蕾を破らんとする好時季なり、文明の好果を結ぶも蓋遠きにあらざるべきに「實の一つだになきぞかなしき」と嘆ぜらるべき山吹然たる身

を以て、文明園裡の春を占め、百花の主人となりて、良實を結ばんとするは笑止の極といふべきなり。冀くは深く自ら猛省して、幸に大に改むる所あれ。

## 文藝

○郭公の歌十首　佐々木弘綱

不如歸、なくひとこゑよ、世のなかの、ひとのこゝろは、夏めきにけり。

君が代の、ちよ田をさして、寶田の、まつをすぎゆく、ほとゝぎすかな。

櫻井の、さとのはづれの、ひとつ松、なくねかなしき、ほとゝぎすかな。

住吉の、かみふむつねや手向らん、つくだをさして、ゆくほとゝぎす。

戸ざしせぬ、御代ともしらで、箱根山、關路よ名のる、ほとゝぎすかな。

人心、とまる江口は、さとながを、なきすてゝ、ゆく、ほとゝぎすかな。

ほとゝぎす、大井品川、をれかへり、なくうよすがら、たけしばのうら。

かりの宿と、こゝろもとめぞ、過ぎぬなり、江口神崎、ゆくほとゝぎす。

そのなみや、わすれざるらん、ほとゝぎす、猶名のるなり、逢阪のせき。

引わたす、いともえるゝに、なりにけり、江戸のちまたに、なく時鳥。

○雑のうた

名所螢　海人の住、芦屋の里に、はる〳〵と、星と見えても、飛ほたるかな。　西　升子

同　風渡る、加茂の川原の、柳かげ、みだれかちにも、とぶほたるかな。　竹屋雅子

同　難波潟、芦の葉のほる、しらつゆの、亂れて夜たゝ、とぶほたる哉。　相澤朮

同　久方の、天の川原に、影おちて、ながるゝ星は、ほたるなりけり。　先光清風

水風涼　水上は、秋やたつらん、夏箕川、おつとしもなく、なみかぜぞふく。　米田芳樹

同　たちよりて、結ぶ袂に、ふくかぜは、水よりもげに、すゞしかり鳬。　枥内吉致

同　かゝり火の、うつろふ浪も、涼しきを、打けすばかり、川風ぞふく。　館　忠資

同　くひな鳴、岸のあしむら、露ちりて、ゆふかぜすゞし、川つらの宿。　齋藤範世

同　行水に、秋はうかびて、流るめり、なみふきわたる、風のすゞしさ。　又原保行

船納涼　角田川、浮ぶ小船に、かきならす、みすぢの糸の、おとぞすゞしき。　鈴木嘉隆

夏草　夏深く、しげりにけりな、淺芽原、つ花ぬきしは、昨日とおもふに。　佐々木昌綱　十二歳

同　日にそへて、深くなりゆく、夏草に、埋もれにけり、庭のかよひぢ。　同

夏月　夕立は、あとなくはれて、川水に宿るもすゞし、なつの夜のつき。同

---

梅華仙史　橘春暉　著

○北窓瑣談抄

余が家にて詩歌の會せしとき、戲に難題を出ざしてよみ台ひけるに、韓信跨をくゞるといふことを學舟居士、

　末つひに、海となるべき山水は、かねて木の葉の、下くゞりけん。

世の教にもなりて、よき歌と座中稱しき。此の居士和歌の達者なりて、一日千首の歌心、あくよみ一題百首など、よく類せぬやうによむ人なり。　和歌の体すこし今の風とは異にして、巧なる多し。其の中に、

　花咲と、みしはゆめつゝ、鹿鳴草、うつゝに、霜の置枯すらん。

など聞によき歌なり。

伊勢本居宣長の門人に、稻掛太平といふ人あり。よみ歌は師に勝れりと世上評も。常によみ出すところは古体なるが、折節は新古今集の体をもよめり。　其の中に朝落花といふ題にて、

宿りせし、山櫻戸の、朝ぼらけ、きのふの花も、春のよのゆめ。

其の行狀、殊に勝きたる人にて、唯和歌の上手なるのみにあらず。

それかなきゐ、思ひをかもよ、郭公、いつならはしの、月の落方。

と、よみたるに、我が故友佐々木長春の父の長昌なり。長昌此の歌詠みたるとき、歎息して、我れも其の時に生れたらば、新古今集に此の歌など入らざるべけんや、世れくれ時過ぎぬれば、此の歌も我れと共に朽ちはてぬべし、無念のことなり、といひしを、長春いとけなき時き、居たり、と語りき。誠に姿詞ともに秀逸の詠なり。

たづねぬる、宿はかをみに、埋れて、谷のうぐひも、一聲ぞする。

此の歌は範永朝臣の一生の秀逸とて自讃せられしに、其の頃さして感ぞるひともなかりしを、後に清輔朝臣のひとり彼の歌主の意に通ぜりとあるし置きし。泰暉按ずるに、一聲の一の字凡作にあらぞ、まことに秀逸、容易ふ得べき和歌にあらぞ。然るに當時の評論にさせるほまれもふかりしに、歌聞くことの、よむよりもゐたき故にや。

吉益東洞翁豪邁の氣象は、世のゆるせし所なり。但文雅風流のことは聞きも及ばざりしが、近き頃人の物語に、東洞翁詩經の詩を題にて、

やつが原、やつれし鹿の、聲すなり、妻や戀ふらん、子や思ふらん。

一時たはぶれの詠なりとぞ。其の体雄渾、近時の人のおよぶべからざるのみならず、古の作歌といへども多くは得やすからざる歌なり。豪傑の士、天下の細事、何事かならざらん。

澤庵和尚は道義の外、唯茶事などにのみ其の名高く、折ふし和歌も見ゆれど、道歌やうのものにて、茶人のもてはやすばかりなりきや、と思ひ居しに、さはなくて、和歌の道よく心得居られし。烏丸光廣卿御點の百首もありとぞ。其の中面白き歌多きに、わきて杜鵑の歌、

老らくの、耳にはうときほとゝぎす、思ひいづるぞ、初音なりける。

光廣卿も殊に感じたまひ、脇書に初音の僧正、同日の談にあらず、と賞美したまひけるをぶ。近き頃百拙和尚の百首の詠草、烏丸光榮卿の御点ありけるを見しが、是にもおもしろき歌多し、誠に卓越の才ある人は、瑣末の小技何事か出来ざらん。

〇竹取翁物語講義　第六

琴條女史

おきなのいのち、けふあすともしらぬを、かくの玉ふ君たちにも、よく思ひ定めて、つかうまつれ、と申せば、ふかき御心を知らでは、となんまうす。さ申すもことわりなり、いつれおとりまさりおはしまさねば、ゆかしきもの見せ給へらむに、御心のほどは見ゆべし、つかうまつらむことはそれになん定むべき、といふ。これよきことなり、人のうらみもあるまじといふ。

此の處諸本皆異同ありいづれも脱誤多くて讀みがたし今解本の補正せるに從りつ　〇此は翁が五人の者に向ひて己と姫との問答を述べ己が思ふ事をもいひ添へたるなり　〇おきなのいのち云々よく思ひ定めてつかうまつれ　是まで翁が姫に向ひていへることなり解釋は已に前に出でたり　〇ふかき御心を知らでは　是姫の答なり此の解も前に出でたり　〇さ申すもことわりなり　是は翁が五人の者に向ひていへるを挿みたるなり　姫が斯く申すも至極道理なるとなりといふ意なり　〇いづれおとりまさりはおはしまさねばよりそれになむ定むべきまでまた姫の言葉なり此の解も前にあり。此處のといふはと申しむべるを改むべきなり（といへむとある本も多けれど此は無論誤なり）元來此の物語の文体は談話には尊卑によりて敬語を用ゐぬ地の文には一切之を用ゐぬ例なれば此處は申しむべるとあるべきなり。前節にかしこまりと申すとあるは誤なるべく思ゆ）　〇これよきことなり　是よりまた翁が五人に向ひての言葉なり。姫のいふゆかしきもの見せ給へらむに定むべしといふは誠に善きことなりとなり　〇人のうらみもあるまじ　かくして定めたらんには互に恨みもあるまじとなり。　此處のといふを解にはといへむと改めたれど此は改めずて宜し

大意、翁は尚五人ノ者ニ向ヒテイフ樣、彼方がたも是程迄ニ思ヲ掛ケテ下サル事故姫ニ、翁ノ命モ迫ツテ居ルカラ、斯ク

仰シヤツテ下サル方々ニ考ヘ定メテお事へ申セ、ト申聞ケマスト姫ハ、深イお心ヲ知ラナクテハお事へ申セヌ、ト申シマス、姫ガ斯樣申スモ如何ニモ尤ノ事デ御坐イマスシテ、ドウシテ深イお志ガ分ルカト申スト、ドナタモ優劣ハ無イ、別ニ御心ノ深イノモ知レヌカラ、私ノ見タク思フモノヲ見セテ下サツタ方ニ（是デお志ノ深イ丁ガ分ル）お事へ申シマセウ、ト申シマシタ、是ハ至極善イ丁デ御坐イマス、斯ウシマシタラお互ニ恨モアリマスマイ、ト言ツタ。

五人の人々も、よきことなり、といへば、翁いりていふ。

此は翁入りて赫夜姫に五人のもの、返事をいふなり。

大意、五人ノ人々モ翁ノ言ヲ聞キテ、夫ハ善イ事デアル、トイフト、翁ハ内ニ入リテ夫ヲ赫夜姫ニイウタ。

かくやひめ、石つくりの御子には、天竺に、佛の御石の鉢といふ物あり、それを取りて給へ、といふ。くらもちの御子には、東の海に、蓬萊といふ山あるなり、それに、しろかねを根とし、こかねをくきとし、白き玉を實として、立てる木あり、それ一枝折りてたまはらん、といふ。今ひとりには、もろこしにある火鼠のかはぎぬを給へ、大伴の大納言には、龍の首に五色にひかる玉あり、これを取りくたまへ、いそのかみの中納言には、つばくらめの持たるこやすの貝取りて給へ、といふ。

◎◎◎天竺は　三字校本によれり　◯御石の鉢は解にいへるが如く石の御鉢とあるべき例なり。此は佛書に載れる者ならんが如何なるものなるか考ふべからず　◯蓬萊山の事は列子に出でたり、其の他洋中に浮べり海底にありなど彼此蓬萊の事を傳へたるものあれど慥なるものにはあらず　◯今ひとり　阿部の御大人なり氏名を擧ぐれどくだくだし四人を擧げて一人を知らしめ殊更此を中に置きたるは文の章なり　◯火鼠のかはぎぬ　かはぎぬは皮衣にて即裘なり火鼠の事

は神異記に出でたり又捜神記其の他の書に火鼠の毛を以て織りたる布の事出でたりされど裘といへど夫とは異りて皮を剥ぎて衣にしたるなりされどいと得難きものと見えたり。　前の二人のはそれを取りて給へといふの如く一句一句に結べども是より下三を一つにして結べり是また簡略ける文なり　○龍の首の玉　此も古くよりいと得がたきものとしていひ傳へたり　○子安貝　如何なる書に出でたるか見たる㕝となけれども此も古くより得がたきものと言傳へたる㕝と疑なし。　○以上の石の鉢、蓬萊、火鼠、龍の玉、子安貝等をすべて荒唐無稽の談なり此の書もと作り物語なるを、まして是等は得難きものを強ひて書きつめたるなれど佛說其の他怪異しき傳どもにあるものを取出でたるなり其の有無など論ふも用なき事なり深く究むべきにあらず。　たゞ子安貝のみは聊思當ることあり己が郷人にて古き燕の巣の中にあやしき貝あるを見きといふものあり小かなる白き色のいと美しきものなりといへり是其の子安貝なるか聞けるまゝに記しつ。

大意、　ソコデ赫夜姫ガイフニハ、石作皇子ニハ、天竺ニ佛ノ御石ノ鉢トイフモノガアル夫ヲ取ツテ來テ下サレトイツタ、又車持皇子ニハ、東ノ海ニ蓬萊トイフ山ガアツテ、其山ニ銀ヲ根トシ金ヲ莖トシ白イ玉ヲ實ニシテ立ツテ居ル美シイ木ガアル、其ノ木ヲ一枝折ツテ戴キマセウトイツタ、ソシテ又今一人ノお方ニハ、唐土ニアル火鼠ノ裘ヲ下サレ、大伴ノ大納言ニハ龍ノ首ニ五色ニ光ル玉ガアルガ夫ヲ取ツテ下サレ、石上中納言ハ燕ノ持ツテ居ル子安貝ヲ取ツテ下サレトイツタ。

翁、かたき事にこそあなれ、此の國にあるにもあらず、かく難きことをば如何に申さん、といふ。かくやひめ、なにか難からん、といへば、

此は翁がかくや姫に向ひていふなり　○難きことにこそあなれ　姫の求むる事は皆難き事なりとなり。　○此の國にある云々　天竺、唐土等にあるものなれどなり　○如何に申さん　五人の者にいひがたしとなり　○なにか難からん　難しといふ程の事にもあらずいと易しとなり

大意、翁ガ是ヲ聞イテ言フニハ、是ハ大層六ヅカシイ事デアル、其方(そなた)の見タイトイウテ望マルヽモノハ、此ノ國ニアルモノデモナイ外國ノモノダ、斯樣ナ六ヅカシイ事ヲドウシテ五人ノモノニ申上ゲラレヤウヤ、トイツタ。然ルニ輝夜姫ハ、ナニ難イモノカ易イ事ダトイフカラ、

翁、とまれかくまれ申さん、とて、出でゝ、斯くなん、聞ゆる樣に見せたまひ、といへば、

◎とまれかくまれ　兎もあれ角もあれなり、俗に兎に角又兎も角などいふに同じ　○斯くなん　の下　申侍るといふを含ませたるなり　○聞ゆる　申上ぐるといふ意なり

大意、翁ガ、兎モ角モ申上ゲテ見ヤウ、トイツテ、外ヘ出テ五人ノモノヘ向イテ、斯樣ニ申シマスガ、ドウカ申上グル通リ各望ミノモノヲお見セ下サレト、イフト、

御子(みこ)達上達部(かんだちめ)きゝ、おいらかに、あたりよりだになありきそ、とやはのたまはぬ、といひて、うんじてみなかへりぬ。

◎上達部は三位以上の公卿をいふ　○おいらかに　オトナシヤウ、尋常ニ、手短ニ、無造作ニ、などいふ先哲の解あれども詞の原義は詳(さだか)ならず　おいらかにはあらずおひらかにておほひらけくある　俗に大(おほ)やうといふが如しにて言の約りたるなりといふ説あれども諾(うべな)ひがたし、つらく文意を考ふるに手短になどはよく當れるにや　○あたりより　此のよりはをの意なり　○なありきそは歩むなかれといふ意なり　○とやはのたまはぬ　何故に云々とはのたまはぬぞといふ意なり　○うんじて　憤の字、慍の字、勞の字、等に當るといひ、又倦みての音便なりなどいふ諸説あれどもいづれもよく當れりとは見えず、されど今別によき解を得思出でねば假に是等の説を擧げ置きぬ

大意、御子達上達部ナド五人ノ者ドモガ、夫ヲ聞イテ、斯樣ナ難シイ事ヲイフ位ナラ、イツソ手短ニ、此ノ近所ヲデモ歩クナ、ト斷ツテクレヽバ善イノニ、ナゼソーハ仰ツシヤラズニ、斯樣ナ事ヲ謂テ人ヲ困シメルノデアルカ、トイツテ氣モ屈シア

ゲミ果テヽミンナ歸ツテシマツタ。

（右一段あり、人々舞夜姫を得んとてまどひありき、翁に向ひて姫を得させよと說きたること、又翁が姫に說きたる、姫がゆかしきものを望みたるとを記せり。）

## 小說

### ○水仙花

第五枝　うらゝかなる日に綻ぶ花（下）

鐵筆將軍

山口恒太郎と直江阿仙との兩人は、瀧澤直の媒介にて、竟に目出度も四海波をうたふことゝはなりぬ。勿論其の前にも、瀧澤が熱心に周旋奔走したる事、阿仙の兩親、殊に其の父が餘に良緣をぎて、卜辭退したる事等種々の話あれども、既に此の處に至りては、讀者の之を聞くを好まざるべく、作者に於いても之を敍述するの面倒なるをもて、略くことゝはなせり。――是をこれ一擧兩得の妙計とは申そ。

阿仙已に山口の家に適いてより、夫に侍りて貞、姑に事へて孝といふべきの外、別にいふべきこともなし。さるが故に、夫には常に阿仙阿仙と愛せられ、姑よりは實によき娵子よ、

と稱へられぬ。斯く夫に愛せらるゝに至るは、別にむづかしきことにもあらざるべけれど、斯く姑に稱へらるゝに至るは、なか／＼に容易なることにてはなく、世の束髮孃達の夢にも想はざる事どものあるなり。姑は實に舊乾坤に生れ、舊教育に長じ、舊日月と送り來りしものなるに、阿仙は新天地に生れ、新教育に長じ、新日月を送り來りしものなれば超衆の智識あるにもせよ、非凡の耐力あるにもせよ、朝々暮々、相接し相見る中には、幾分か新舊の衝突する處、新舊の軋轢する事あるべき筈なり。然るになし。是れ阿仙が殊に臨機應變の才に富み、從順の二字を以て、常に己が擧動の標準となし、夫を天の如くに思ひ、姑を神のごとくに思へばなり――思ふかは知らざれども、思ふ樣に思はしむればなり。日本の家族の有樣ほど惡しきはなし、日本の嫁子の有樣ほど哀しきはなし、常に遠慮せねばならぬ、心配せねばならぬ、掛念せねばならぬ、忍耐せねばならぬ、已に老耄したる老父母にも屈せねばならぬ、未だ東西を辨へざる小姑にも服せねばならぬ。嗚呼望ましきは西洋のホーム――西洋のスウヰートホーム！　など、うりにも口走る者は、恐らくは阿仙の心を想像し能はざるなるべし。

兎角するうちに、阿仙の所天山口恒太郎は、期日至りて滊船某號に乘込み、佛國へ向け出立することゝなりぬ。阿仙は送りて橫濱まで往き、流石岩木ならねば、袂を分つ際に

は、心の張りさくるばかりの思なきにあらざりしも、之を表面にあらはさば、所天の心を弱めやせん、と遂に情の露の一雫すら落しもやらで、波を蹴立つる船躰の全く消ゆるまで、長くたなびく煤煙の全く失するまで、茫然として見送りつゝ、歸り來れば召使の小女出でむかひて、

「お早うございました、旦那樣は御機嫌ようお出かけになりましたが……………ヲヤ奥樣、庭の水仙が漸う彼樣に奇麗に咲きましたよ。」

（團圓）

## ○教育小說　労夫傑女譚

ペスタロッツチ原著
仙鄉學人重譯

### 第五回　幼き孫が貧苦の倫。賢き母が臨終の誡。

労奈度が城より歸りし後間もなくアル子ルは使を村長フムメルが許に遣はし、此度會堂の建築に用ふべき職人の名を書き送り、雇ひ入るべき旨を通ぜよと命じけり。是までアルンハイムの城より書簡を送る時は、毎も尊敬すべく思慮ありく親しく忠義なるボンナルの村長フムメルへと宛名を書きたれど、此度は唯ボンナルの村長フムメルへと記したるのみ。村長は之を見て悦びず、書記は我が宛名を何故に書き減らせるやと罵

りけり。

書簡を齎ち来りたる使者フリクンは之を聞きて、『村長どの要慎あれ、此宛名は主公アル子ル主が自から認めたまひしなり。』

村長『如何でかさることのあらんや、頭に黒粉を塗れる彼の書記が悪筆は、我固より見覺えあり。』

フリンク『そは餘りに言ひ過ぎなり、主公が其宛名を書きたまふ折り、我傍に立ちて確に見たり、我が此雙の眼をもて看たり。』

村長『さては此上なき過ちせり、今いひし言は此場かぎりに遺れたまへ。いざ此方に来ませ、一杯獻じ奉らん。』

斯くて使者フリンクは飽くまでに醉ひ轉らぬ舌にてそこ〳〵に告別して立ち去りける。後に村長は彼の職人共の名を記し表を取り出して閲するに、始より終まで一人として怠惰者と乞食ならぬはあらず。又此中にて我手足となるべきはマイケール一人のみなりき。今日晝の間に通知せよとの事なれば、今より行かでは叶ふまじ、好し〳〵月曜日に御城に參りて領主に拜謝せよと勸めん。アル子ルは未だ此者どもの中一人も知れるものあらねば、齊ひに齊ひて敝衣被げ、靴も穿かず帽子も着けず、いと醜陋しき状態にて

眼の前に現れ出でなば、さぞや驚き愕かん、今より思へばいと可笑と心の裏に嘲けり。
村長は如何にして職人の家に廻り行かめと其順序を案じけるが、首にヒユーベル、ル
ーヂーの家に行きて溢く用事を果さんと思ひ定めぬ。是は前の日訴訟せし時欺きてル
ーヂーが父の牧場を奪ひしより、其家に趣くを何となく心地よからず思へばなるべし。
ルーヂーは小兒等と共に坐りてあり。ルーヂーが妻身まかりてより未だ三月も立たざ
るに、其母親も亦病に罹りて頭あがらず、藁床の上に臥して今にも死なん情況なり母は
息子に打ち向ひ『此午後は吾が小夜衾に代へつべき木葉を拾ひ取りて給べ、今日はい
と寒く覺ゆるぞや。』
ルーヂー『阿母よ、火の絶え候はゞ速く往きて木の葉を集め候はん。』
母『ルーヂー薪は尚ありや、汝近頃は妾と兒童等の看護に暇あらざれば、薪樵りに行く
ことも得ならむ、殘りの柴も定めし盡きなん吁吾兒よ、妾なまじゐに生き長らへていた
く汝が厄介となりぬ。』
ルーヂー『阿母さな曰給ひぞ、吾露ばかりも厄介など、思ひ候はぬ、求め給ふ物を一々
に參らすることの出來もせぬ、世に憂き思ひのあるまじきを、阿母が斯く飢ゑ渇へ病み
煩ひて在せども、物一つだに調へて薦め得ぬ身の不甲斐なさ、不孝の罪は只管に宥させ

たまへ阿母よ。』

母『吾兒よ、さのみ悲み給ひぞやがて神の憐みて我が苦を救ひたまひなん、人死期に近づきぬれバ、此世にハ欲しきものハなきぞかし。』

ルーギーハ雙の眼に涙を浮べて母に向ひ、『心弱きことを曰ふものかな、病の頃に癒んことを何とて思ひたまハざる。』

母『否とよ、吾が病ハ迚も助かるべきにあらねバ、疾に覺悟ハ定めたりされど息よ歎きたまふな、妾若かりし時ハ汝をもて此上なき樂みとなし、老ひてハ又汝に頼りて便りを得たり、妾汝の爲に神の惠を祈るべけれバ、今こそ斯くも苦みつれ、久しからずして幸あらん。』

ルーギーハ唯『慕しき阿母』といへるのみにて胸塞がり、他に言もなかりけり。

少時ありて母又いふやう、妾死ぬる前に尚ほ一言いひで叶ぬことのあり、昨日吾が床の背に隱れて幼きルーギーが煨きたる馬鈴薯を取り出し喰べたるを見りけたり。他の小兒にも分け與へされバ、皆隱して喰べたり是ハ我が内のものにハあらじ、左なくは孫のルーギーが常時の如く妾にも持ち來るべきを此兒が手に物もちて驅け來り、「祖母さま貴母も喰べ給へ」といと愛らしくいひつるを聞く度ごとに、我が悦びハ如何ばかり

ぞ。さるを此かわゆき兒が、如何に貧苦に迫ればとて、盜みをするとは思ひきや、次能く言ひ聞かさん、いざ此處へ喚び來たまへ。』

幼兒はやがて病の床に近づくにぞ、祖母は漸く起き上り、苦しき氣息をつきあへず、雙手に幼き孫の手を取れば、幼兒は悲しく泣溺り、『祖母さま何の用の在すか、死なせ給ひな死し給ひぞ』、と兒ながらに病む祖母をいたはる心ぞいぢらし、。

祖母は『可愛き孫や、祖母は程なく死ぬぞかし、』といひつ、病苦に堪えざりけん、再び床に打ち伏せば、孫は見るより猶ほ哀しく、『兒も一所に死にたい』とますく〳〵祖母にすがり泣く。

祖母『否々汝は行末長く生き、父親が年老ひて身衰へたる其時の杖ともなり柱ともなれよかし。常々父親の教に從ひ、直なる人になり給へ、其誓言が聞かまほし。』

孫『祖母樣此度父君の曰ふこと聞きて善き人になりなや。』

祖母『ルーヂーや此の老婆が是より御膝下へ參る神は、人の爲を事、善きも惡きも皆見たまひ、人のいふ誓言は皆聞き給ふ、汝はそれを知りつるか。』

孫『唯々』。

祖母『さらば何故に昨日吾が床の背に隱れて盜みし藷を喰べたるか。』

孫『ヲヽ祖母さまよ、願ふハ兒が罪を赦させ給へ、盗みハ決していたすまじ。』
祖母『誰が畠より盗みしか。』
孫ハ泣きながら『泥工の畠から』といふ。
祖母『汝ハ是泥工どの、家ニ往きて其の過を謝よかし。今よりハ如何ほど空腹あらんとも、偏ニ神の恵みを仰ぎ、決して盗みをしたまふな。』
孫『今より兒ハたとへ飢ニ迫るとも復び人の物盗む心ハ決して出すまじ。』
祖母ハ孫を抱よせ、『汝誠の心を持たバ必ず神の祐あらん、いざ速く泥工の家へ往きね、息も共ニ行きて謝びよ。妾も亦彼の人等の宥恕を乞ふと告げ給へ、盗みし物を返さんと心ばかりハ思へども、其さへ得ならぬ貧苦の哀しさ、唯彼の人々の幸運を妾ハ神ニ祈り侍りト懇に傳へ給へ。』
ルーヂー『それ固より願ふ所ニ候なり』

此時外の戸を打ち敲くものあり。病母ハフムメルが呟ぶく聲を聞くからよいと憂へた面色ニて、『是ハ何とせん村長が來つるなり、息よ汝が吾が爲めニ食物を調へし麵包と牛酪との代料も未だ還ハぞれにありつるか。』
ルーヂー『阿母左のみ憂ひ給ぞ、我れ村長が爲めニ働きなん、我彼が爲めニ秋穂刈りな

ん。』といひつゝ室より走り出でぬ。

老母は頻りに嗟嘆しつゝ又叩つやう『彼の訴訟のありしより村長は面を見る毎々胸刺す如き心地せる。さるを今吾が臨終の際に戸外に來て歎きをば増さむかと思へばいと堪え難き、是は彼のものを吾が心より宥し遣り、彼れが靈魂の幸福を禱れよと神の教へにありもやせん、』と未だいひも訖らざるに、外邊に村長が聲高く物いふを聞きて、是は何とせん村長はいたく怒れる樣なるを、如何なる事のあるやらんと氣遣ふ折しも、再び村長の聲の聞えしかば俄に胸の痞へに得堪えず、ウンとばかりに氣絶すれば、孫のルーヂーは戸口に走せ出て、『疾く來たまへ父君、早く來たまはずや、祖母樣の氣息絶え給へりと』大聲あげて呼ばゝりたり。

ルーヂー『是は何とせん、村長どの少しの間寛恕したまへ。』

村長『遽て、內に入るものかな、老ひさらぼひし賤婆が死に失せたれば、さぞや力の落ちつらん。』

されどルーヂーは既や內に走せ入りたれば、村長の惡口を耳にはそれと聞かざりし。

老女は僅に氣息吹き返して眼を開き『息よ村長の怒りてあるは負債の日延を聞かずして、法庭に訴へ出さんと、嚴しく催促しつるにや。』

ルーヂー『否々阿母悦び給へ、今日は善き報知にて候なり。村長は奴も此度會堂建立の職工の一人に入れられて、日毎に二十五「クロイチエル」の賃錢を賜ふべしと、いと有がたき恩命を傳へんとて来つるなり。』

祖母『そは真實の事なるか、さもありなば妾死しても悦びあり、あら有りがたの神の恵みや。』

斯くいひつゝ、氣息もいとおもたげなりけるを、歎き悲しむ吾が子に向ひ、哀める様もなく快く此世の訣をなし、神の恵を禱りつゝ、村長に舊き怨みを恕さんと言ひ遣るべしと命じ了り、又孫等を枕邊に呼び近づけ、泣き悲しめるを慰めつ行末の事などいと懇ろ説き示しつゝ、記念にとて二冊の聖經と祈禱のふみとを貽りけり。

病母が子と孫に訣れ告げし後、少時は幼兒も父も諸共に枕邊を護りてありけるが、ルーヂーは頓て立ちあがり、『イザ今より往きて木の葉を集めて參らせん。』

祖母『今は室の中も暖かなりたれど、ろは急ぎもあれ、速く〳〵孫を伴ひて泥工の許へゆきねかし。』

ルーヂー父子の来りし時に、傑特留は唯獨り留守してあり、兩個が眼に涙を浮べたるを見て、いと親しげに幼兒の手を取り、『是はルーヂーどの何事の在するぞ、何とて兩人

とて泣き悲みたまへるぞ。』

ビューベル、ルーヂー『内室よ恕させ給へ、我れいとも面目なき事のあり。此幼きルーヂーが幾度か貴家の畠より馬鈴薯を盗みたりしを、昨日祖母に見咎められ、其過を懺悔せり。哀しきかな吾が母は病の床に臥し、柴の露の玉緒取り留めで、消えなんとするばかりまて、唯今此世の訣をなしぬ。母も亦氣息ある中に此兒の過を謝び參らせ、卿等一家のその爲めに神の恵を禱りて居り。』

孫特留『ルーヂーどの、そは再び言ひたまふな、令兒よ此處へ來て吾が言を聽、給へ。今よりは人の物と芥一ツたりも盗み給ふな、若し飢じきことあらば、此姥が家に來ませ、物あらば參らせん。』といひつゝ、俯して幼兒の額に口を接け、『令兒は善き祖母を有ち給へり、彼の方に見ならひて直なる人になりたまへ。』

幼兒『姥さまどうぞ恕して、兒は再び人の物欲しとは思ふまじ。』

ルーヂー『幸に今よりして會堂の工事もあれば、飢に迫りてきたる汚き心の出でん様もあるまじ。』

孫特留は之を聞きて『主公が貴君を職工に撰び給ひしを、夫も妾も此上なく喜びにきと』いへるのみ、芳奈度が吹擧の事は少しも口に出さゞりけり。

ルーヂー『我がよき幸運に遭ひたるを、老母が氣息あるろの中に聞きて悦び候ひしに、吾も此上なく喜べり。卿の夫が還りたまはゞ、吾れ朝夕に働きて職事に力を盡さんと告げて給べ、又薯の價も賃錢の内よりして差引きて給へと申されよ。』

傑特留『其は又何を曰まふや、夫も如何でかさる事をせんや、妾が家も亦此工事にて造化能く侍るなり。』といひつゝ、乾したる藥物を幼兒が衣夾の裏に容れ、又其父を助けて木の葉を集め、相伴ふて病婦の枕邊に詣りたるが、瘦せ衰へし樣を見るより老母が手を取り、泫然として打ち泣きたり。

老母『傑特留どの、何故に泣きたまふや、泣くべきものは我等にこそ孫の過は幸に恕したまひしか。』

傑特留『カタリンどのそれはもう曰まふな、御病苦のその中に何事をもなしまいらせず、返す〳〵も悔しけれ。』

老母『その深情こそ忝じけなけれ、されど妾は間もなく此世の苦を逃れて神の膝下に參るべし。是れ孫よ姥さまに謝び申せしか。』

幼兒『唯々祖母さまよ、姥さまが物賜はりしを看さまへや。』といひつゝ、衣夾の裏よりして藥物を取り出し示しける。

病婦は苦しき氣息を續ぎ、絶えぬばかりの低き聲にて、『妾が心氣は已や怳喪となり、眼も已や曇りて見えがたし。傑特留どの、妾卿に囑みあれど、いひ出でがたく思ふなり、此孫は卿の物を取りたれど、卿は怒ることもなし。…………吾が亡くなりし其後は、…………此の母もなき幼兒を、…………卿が親に…………なり替れり…………』といひさして既や眼を閉ぢ間もなく氣息は絶えにけり。

傑特留は歎き悲しめるヒユーベル、ルーヂーを慰めつ、、又ルーヂーが聞き取り得ざりし母の遺言を説き聞かすれば、ルーヂーは涙を拂ひ、『吾が母の慈み深くもあるかな、行末までも慮りて、孫の事さへ謀給ふか。卿も母の遺言を忘れじとの一言を吾に聞かせてたまはらば、吾が心も安かりなん。』

傑特留『妾若し母公の遺言を忘るゝならば、そは石にも等しき無情の心と謂はれん。貴家の兒等の爲めならば、妾が力の及ばん限りは必ず盡し侍るべし。』

斯くて傑特留は幼兒等を一々に接吻し、又老母が死骸を取り斂め、葬送の用意など爲すべき事を爲し果つるまで家にも歸らざりけるとぞ。

## 批評

左の一篇は、去る七日の讀賣新聞に掲載しありたるものなるが、本誌の前々號（第八号）に載せたる鐵筵将平の「新著百種の堀出し物」の批評と大關係あるものなれば、茲に之を掲ぐることゝせり。讀者刮目して之を讀んで可なり。

## ○日本文學の三絶

饗庭篁村

名文出でざれば名評起らず、名評起らざればまた名文出でず、相提携して文學を進む、名文作り難し、名評下し難し、故に作者評者ともに、世に出でざるの大才ある者にあらざれば、其の器にあたるべからず我邦に批評の事あれども、多くは註釋或は難問に類して、奇警の評語を下したる者少し小説院本の上について拾へば、此に僅に二つの名評あり、一は元文年中、西の國の人蘭皐と號せる者、難波土産と題する書を顯して、院本の註釋批評をなし、其の中に竹田出雲、並木千柳などの作る道行文句は、近松門左衛門の作の如く、句がら氣高きはなくして、恰も生文祭文の如し、と云へり出雲、千柳此の奇警なる評語に對し、一言なかりしや知るべし、誠によく評したりといふべし然れども出雲、千柳たるの名に害なし第二絶は寛政の頃、上田無腸翁、やゝ世に行はれし京傳、馬琴の書振を評し、讀むに心いそがしくて、チヨンガレを聞くやうなり、と云はれたり是また京傳、馬琴が拍子にかゝツて讀ませるやうに書なしたる文の評には、動かざるの名言なり左れども京傳、馬琴の文、此の評ありて愈々聲價を増せしなるべし出雲、千柳ありて、生玉祭文の評あり、京

傳、馬琴の文ありて、チヨンガレの評あり、慨むべし其の後奇警の批評家なく、亦その奇警の評語を蒙るべきほどの名文なし、百事今は古に優ると聞く、なんぞ作文批評の事に至ツて斯くの如く衰へたりや、と腕を扼したるに、文運勃興と聞く明治の聖代、つひに先の二絶に加へて、文學上の三絶とも稱すべき奇警の評語を下せし批評家あり、またこれを享くるの榮を荷ふ作家あり我邦の爲に賀すべし、斯文の爲に誇るべし。其の達識の批評家を誰とかする、文明の母といふ雜誌の記者なり、其の名譽ある作家を誰とかする、お恥しながら斯く申す拙者なり拙者獨り道樂の新著「堀出し物」、涙のかはりに涎を垂らす人もなきや、世の批評家、皆宜加減に持ち上げて拋り出し、ドツド笑ツて消え亡せたる、六波羅の天狗流にのみ批評せられし中に、有り難くも文明の母にては、鐵筆將軍と名まであらはに出だしたまひて、細評を下されたるうち、自序も自跋も辻講釋を聽くが如しとありたる一句、これ蘭皐、無腸に優るの名評、拙者また出雲、千柳、京傳、馬琴と肩を比ぶるの譽を得たり。嗚呼我ながら斯程までの上手名人とは存ぜず、今の今までも自身を安く取扱ひしことの勿躰なき、自身で自身の重量は知れぬ、とは此の事、我を産むものは母、我を知るものは文明の母、母は亡せて慕へども甲斐なし、今此の新なる母を得て、坊ちやん誠に能い御子なりし事を知る、有難しとも中々に申すはかりはなかりけり、　いふ次第な

○り母を得たるのみならず、亦辻講釋といふ兄弟分を得たり、拙者講釋は隨分好なれど、未辻講釋を聽かず、或る講釋通の云ふ處に據れば、辻講釋師中には、青龍刀關羽 蜻蛉切平八など老練達者なる者ありて、をさ〳〵潮花南玉にも劣らざりしとありと。いよ〳〵我輩の譽大にして、文學上三絶の名重い石を墓地へ擔ひ込まして不朽なるべし。此段御馴染の諸君に報じて、共に歡の聲を揚げられんことを希ふ。

左の一篇もまた南翠外史が改進新聞へ寄せたるものなるが、前號に載せたる鐵筆將軍の「唐松操」の批評と關係する所あるを以て玆に掲ぐ。讀者諸君、宜しく南翠外史が油汗を流して辨護したるおかしきさまを見てふき出したまふべし。

## ○自著自笑

南翠外史

三年鳴かず飛ばず、鳴かば必らず人を驚かし、飛べば必ず天に冲る○我等近頃深く思ふよしありて、怪しの小說を筆のまに〳〵書散らすを止めたるは、聲を養ひ羽を休めて人を驚かし、天に冲らんを準備なりとは、我等自身の鑑定、毛頭異變あるべからざるものなり。我等が今世の豪傑なるとは、近頃有名大家記者列傳といへるものに、自ら許して自傳を自記したる勇氣を見ても推して知るべし、人は厚顏しといふも、我はえらいと信ぜ○然れば今にもあれ、時節到來、風雲の乘ずべきものあらば、忽ち滿天下を壓倒すべき有名小說を

携さへて見參に入るべきなり。改進新聞の讀者は、如何なる好き月日の下に生れ給ふてか、遠からずして此の有名大家が筆に成る小説を樂しまるゝとの果報めでたさよ。然れども實は我ながら自著を見る每に愛想が盡きて、私かに我が文學界を見渡せば、俊才能士濟々として上に在まし、所詮我等のゴマカシを以て世に容れらるべうもあらぬを知り、筆を折りて降參したるなりしが、此頃或る書肆に教唆されて、浮かりと乘氣になり「唐松操」といふ一篇の古小説を與へたり。例の書ざまとて花もなく味もなきに、是れはまた格别のなぐり書にて、其刊本を一讀するに、誤謬の夥多しきと、文品の卑しきとは、措て言はぬも、中に甚だしき誤りあるを發見したり製本完らぬ前なれば、補修するとも得たるべきを、美事に花を飾りたるからは、今は詮なし折角の有名大家が此の一事にて鼻を低めんとの心をしければ、こゝに餘白を借りて聊か辯護仕つらん。

そは他事ならず、第二十八回假裝舞蹈の條に、有名なる埃及の女王クレオパトラを、西班牙と認めたるなり、南翠先生とも言はるゝ程の有名大家が、何とてはうく興がる間違ひをかせられたるぞ、我等一向に合點參らぞ。クレオパトラは彼のシーザルする膝にもたれて泣かれたる淚に身の溶けるを忘れ、アントニーさへも色目づかひに骨を拔かれて道行をしたる程の美人なり。豪傑ならば固より畑になき事とて誤りもすべし、我が繩張

内なる美人を謗るとは、つや〳〵以て心得難し嗚呼是れ誰の過ちぞや、出来したる過ちは今將た図らずべき術もなし。これを思へば推敲ほど大切なる事はなし、推敲推敲、推敲すれば閉口もせず、閉口せねば結構なり世の文學家たらん方々、結構なる文と屬さんとせらるれば、十分推敲を經らるようし我等の三年鳴かず飛ばずとをるものも、是れより推敲を守本尊にせんとてをり、筆を委して書飛さば忽ち此の如き大過を生ずるぞかし。えらいと信ずる我等が決心、まづ此の通りとさらけ出して云ふ。

〇新增補浮世繪類考（小本一冊定價金五十錢日本橋區本石町一丁目須原鐵次發行）

浮世繪類考は笹屋邦教、山東京傳の編、同附錄は邦教の編、同追考は京傳の編、此の三部を合せ更に洩れたるを集めたものは根岸の隱士無名翁の編よる、續浮世繪類考です勿論之を再補ひて、殆んどまとめをつけたものは、白雪堂月岑子の增補浮世繪類考です。之を更之も殆んどまとめのついた丈で、洩れたと、煩はしき處は、隨分澤山あるのです。之を更に訂正しまた削るべきを削り、補ふべきを補ひ、粗完全のものになつて現れ出たのは、斯の龍田舎秋錦の編新增補浮世繪類考です。　勿論之も粗完全なもので、申分なき完全ぬものとはいえれません、是は咎むるまでもなく編者自身が「未だ全しとするに足らず、尚

識者の後考を俟つのみ」とありまする。兎も角有益なものにハ相違ございません、シカモ戯作者の略傳をも附してあるのを見れバ、尚更一讀の價値がありまする。特に附錄として巻尾に、英人アーネスト、ハールトの日本美術の沿革といふ說話中、本篇の因なるものを拔萃して、つけられたるハ發行者の注意、至れり盡せり、とでも申しませうか。

# 雜錄

## ○和泉式部と小式部

衛遠樓主人

和泉式部ハ越前守大江雅致のむすめ、母ハ越前守保衡の女なりといふ。式部生れつきいとさがしく、殊に兩親に愛まれぬ。後和泉守橘道貞の妻となりたる故、夫の守名によりて和泉式部と呼ばれたり。夫道貞死して上東門院に仕へたるが、此の上東門院と申すハ、一條院の御后にて、寛弘五年四月に中宮ふた、せたまひ、御名を彰子と申し、後に上東門院とハ申し奉りしなり。此の御前につかへし女官ハ、いづれも名高かりし人々にて和泉式部も其の中の一人なりし。程經て後如何なる仔細ありてか、丹後守藤原保昌の妻となりて丹後へ下りけり。或時保昌明日狩せんとて武具どもとりあつめたる夜、

鹿あり、いさく悲しげになきけると、妻の式部これを聞きて、あなあはれや、明日死なんぞるとていたくなくまことぞとて、心憂かりなれば、狩することを止めさまへ、と保昌に語りぬ。保昌、さほどにおぼさば、明日の狩はとゞめん、そのかはりによき歌ひとつ詠みたまへてんや、といひもはてぬに式部、「ことわりや、いかでか鹿のなかざらん、こよひばかりの命とおもへば」　とよみいでたりければ、あすの狩は遂にとゞめてけり。　此の外式部の歌の才につき、種々の話あれども、概ね奇怪なれば、次の一二を擧げて、餘は皆もらしつ。式部此の保昌にわすられたりける比、貴船明神に詣で、御手洗に螢のとぶを見て「ものおもへば、澤のほたるもわが身より、あくがれ出づる、たまかとぞみる」とよみたれば、社のうちより、「おく山に、たきりて落つる、瀧つせの、玉ちるばかり、ものなおもひぞ」といふ歌を、明神の返しによみたまへるとおぼえさるに、果してそのしるしありし、といへり。又いつのとしの事にか、式部加茂にまゐりけるにからぐつに足をくはれて、紙を巻きたりけるを見て、神主忠頼「ちはやふる、かみをもあしにまくものかは」といひたりけるに、式部とりあへず、「これをぞしもの、やしろとはいふ」とつけたり、下加茂の社なりける故、かくはいへけるなり。　又拾遺集に載する所、式部が播磨書寫山の性空上人に贈りたる歌、「くらきより、くらき道にぞ、入りぬべき、はるか

にてらせ、山のはの月」これは法華經に、從レ冥入レ冥永不レ聞二佛名一、といふ文あるが、その心をよみたるにて、名高き歌なり。後式部尼となり、小御堂(後に誠心院といふ)といふ寺に住みたり、俗に和泉式部といふ寺すなはち是なり。式部本名を辨内侍といふ、今世に傳はる所の辨内侍日記は、其の自記なるものなり。式部初め道貞に嫁したる時一女を生む、これ實に名高き小式部内侍にぞある。

小式部内侍、父は橘道貞、母は和泉式部、母の呼名につきて小式部といふ。小式部幼きときより歌よむことの衆にすぐれたり、といふ聞えありければ、其の才を妬みて、小式部が歌は、多くは母の和泉式部よみてあたふるなり、といふ人もありけり。是に於て彼の「大江山、いくの、みちの、」歌あり、是より歌よみの名、ます／＼世に高くなりけり。其後大二條の關白教通公、小式部を思ひ人にしたまひし時、御所勞にて久しくこもらせたまひしが、平癒りて上東門院の御方にまゐりたまひたるに、小式部臺盤所に居られたるを教通公其の前を通りて、此頃死なんとせしを、何とて問はざりし、とのたまひけるを、ひきとゞめ奉りて小式部、「しぬばかり、なげきにこそは、なげきしか、いきてとふべき、身にしあらねば」とよみかけたり。君の御やまひのことをうけたまはりて、さらでも死ぬるばかりなり、歎きになげきて居侍り、しのぶ中にてさふらふ故、みづから往きて問ひ奉る

べき身に侍らねば、いよ〳〵死ぬるばかりなげきて居さうらひぬ、といふ意なり。古き語にては、往くをいくといふ故に、そを生くるといふ詞にかけてよめるなり。小式部實は當意即妙の歌をよむに長じたり、と或人が評せしも宜なるかな。其の後小式部重きやまひにかゝり、今はかぎりと覺しくなりてふしたりければ、母の和泉式部、かたはらにそひて、額をおさへて泣きたるに、小式部目をわづかに見あけて、母の顔をつく〴〵とながめ、「いかにせん、いくべきかたもおもほえず、親にさきだつ、道をしらねば」とわなゝきたる聲にて、よみいでけり。此れ歌のいくべき方といふ詞も、往くと生くとをかけてよめるなり。さて程經て後に、小式部身まかりけるとき、母の式部かなしむこと大方ならず、院にもいと惜しくおぼして、其年に賜はるべき絹を、母がもとへつかはされけるに、少式部内侍と書きつけたる籍のありけるを見て、和泉式部「もろともに、苔の下にはくちずして、うづもれぬ名を、見るぞかなしき」との歌をよみ、いたくなげきたる。親の子の愛における、いづれもといへながら、殊に世にすぐれたる才女の別れ、いかばかりかなしからん。

## ○ドクトル、ベルツ氏の日本女子教育論

ドクトル、ベルツ氏ハ、去月廿日、大日本教育會第六回の總集會ニ於て、女子の教育てふ題ニて、一場の演説をなされたり。（江馬賤男氏の代辯ニて）其の説たる吾人の持論と符合するあるを以て、爰ニ其の大略を掲げ、併せて少しく卑見をも附記せん。

日本人が「モラル」ヲ始メトシ、衣食住總テノ事ヲ、一切歐羅巴風ニ倣ヒタルハ、第一余ノ取ラザル所ナリ。（吾人もまた取らざる所なり）兩三年前ニモ、曾テ此ノ事ニ關シ、忠告ヲ試ミントハ存ジタレドモ、當時ハ反對説ノ勢力甚ダ熾ンナリシユヰ、徒ラニ默シテ今日ニ至リヌ。（何故に反對説の熾んなるニ當りて忠告せざりしぞ、徒らに默して今日ニ至りしぞ、吾人ハ氏が忠告の晩きを惜まざるを得ぞ）サテ余が言フ所ハ、社會的ノ事ヲ兼ネ、主トシテ衛生上ヨリ女子教育ノ弊害ニ就キテ論述セント欲スルナリ。（御職掌柄御尤）然レドモ、凡十三四歳ニ至ルマデハ男女間左程ノ差別ナキヲ以テ、同樣ニ教育スルモ宜シキモノナレバ、別ニ言フベキ事ナシ、故ニ茲ニ述ブル所ハ、總テ其レヨリ上ノ女子ニ關スルコトヽ知ルベシ。　抑モ日本人ハ是マデ歐風ノ利ヲ見テ、未ダ其ノ弊ヲ見ザリシガ如ク、女子教育ノ如キモ、智育ニ專ラニシテ、躰育ヲ忽ニシタルノ弊ハ、掩フベカラザルナリ。（此時高等女學校其ノ他一二ノ例ヲ擧グ）　男女ハ内外業ヲ異ニスル者ナレバ、其ノ教育ニモ其レダケノ差別ハ無カル可カラズ、殊ニ其ノ腦髓ニモ著シキ差別アルヲヤ。（然り然り）且ツ英國ノ如ク

男子ニ比スレバ女子ノ數多キニ過ギテ、(同國ハ凡六十万ノ過數アリ)不婚ニテ生涯ヲ送ラザル可カラザル所ニテハ、女子自ラ生活ノ路ヲ求ムルノ必要アレドモ、日本ノ如キハ其ノ事情大ニ同ジカラザルモノアルベシ。(然り、同じからざるものあり然れども吾人は爲めに女子自から生活の路を求む可からずと言はず、生活の路は求めよと言ふ、男子と異なる生活の路を求めよといふ、然れども又生活の路を求めたるが爲めに、獨立せよと言はず、生活の路を求めて而して婚せよといふ)然ルニ今男子同樣ノ智育ヲ授ケントシテ、却ツテ體育ヲ忽ニスルガ如キハ、愚ノ至リト謂ハザル可カラズ。(日本愚者多しとせるも、恐らくは斯の如き愚者なからん)第一、日本ノ婦人ハ運動ノ致シ方不充分ナリ。下等社會ノ婦人ハ、上等ノ者ヨリ概シテ壯健ニシテ、分娩上ノ害ヲ受クルガ如キ事モ希レナル者ナルガ、蓋シ彼等ハ生活上ノ必須ニ迫ラレテ、已ムヲ得ズ運動スルガ、自然ニ衛生法ニモ協ヘルナリ。

此ノ点ニ於テ日本ハ、慥ニ西洋ニ劣レルヲ見ル。(眞に長大息の至りに堪へざるなり) 年頃ノ女子ニハ、別シテ運動ハ必要ナリ、蓋シ子宮モ亦身體ノ一機關ナレバ、運動ニヨリテ之ヲ強壯ナラシムルノ必要ハ、他ノ機關ト異ナル所ナキナリ。 長坐ハ骨盤内ニ鬱血ヲ生ズルノ恐レアリ、之ヲ散ズルニモ亦運動ニ依ラザル可カラズ。 次ニ日本食ハ、内外人共ニ宜シク、殊ニ日本人ニ適セリ。(吾人も夙に之を信ず森醫學士の說を見るに及

んで益々其の信を確ふす）然レドモ是レ亦運動ノ充分ナラン事ヲ要スルナリ。（西洋食に於ても然らざるを得ざるなり）日本ノ或女學校ノ如キハ、毎週二十八時間乃至三十時ノ教授時間アルガ上ニ、家ニ歸リテモ尚三四時間ノ務メアルベシ、是等ハ年頃ノ女子ニ取リテハ、實ニ過度ノ勉強ナリト謂ハザル可カラズ、余ハ一日三時間位ニテ宜シカラント思フナリ。睡眠ハ少ナクモ八時間ヨリ減ズ可カラズ。サテ又運動スルニハ日本踊ヲ宜シトス、舞踏ハ不可ナリ、若シ遣ルナラバ女子相抱イテ躍ブガ宜シカラン。（舞踏固より不可なり、日本踊も亦可なりといふべからず、何か別に良法はなかるべきや、若し舞踏するならば、女子相抱いて躍べとは、真に好注意）理科上ノ事ハ大抵ニシテ宜シカル可シ、女學校ノ教科ニ代數、幾何、化學、星學等ハ無用ナラント思ハル。外國語ハ不可ナキモ、實用ヲ主トスルガ可ナルベシ。宗教ハ今日ノ世態、既ニ教育ニ關係ナシ、孟子ノ母モ、コルネルヤモ基督教徒ニハアラザルナリ（○小楠公の母も、形名の妻も、基督教徒にはあらざるなり、吾人は常に思ふ、教育と宗教の關係は、殊更に論ぜざるも、益々遠かり行くものなりと、氏の此の言ある蓋し御丁寧なり）又衣服ニ西洋服ヲ用フルモ不可ナケレドモ、東京ハイザ知ラズ、地方ニテハ美麗ナル衣服ヲ着ナガラ、百姓靴ヲ穿テルモアリ、束髪ニ和服ヲ着テ、靴ヲ穿テル、コレモ輕便カハ知ラザレドモ、沓下ノフラ〳〵

トサガリ居ルハ、頗ル見苦シキ體ナリ。（沐猴にして冠するといふあり、吾人之を聞く人間にして猴の皮を冠るといふこと、未だ之を聞かず、吾人は恐る、猴の皮を冠るはよけれども、肝腎の心までが猴に化し去りはせまじきかと）之ヲ要スルニ、日本ニテハ女子教育ノ原則未ダ確定セザルガ故ニ、斯ル過チヲ引起スコト多カルベシト思ハレ、故ニ今日ノ計ヲ爲サント欲スレバ、先ヅ其ノ原則ヲ一定セザル可カラズ。云々。

○吾黨の明法官

賄賂事件の裁判は未だ何れとも判決あらざるなり、隨ツて罪人たるべきものは何人たるべきか、固より知れざるなり。然るに女學雑誌記者は第百七十貳號に於いて、大膽にも「賄賂事件中の確定罪」と題して記述する所ありき。吾人何事をか書けるならんと、一讀過したるに實に左の如し。

大岡育造氏對東西新聞の公判によれば、賄賂事件は瞭々として眞僞未だ明らかならず、只だ其間に於て正大なる輿論が決して容赦す可らざる一種の罪証を得たり、即ち福池源一郎、沼間守一、高梨哲四郎、大岡育造等の諸氏は、或は公然に、或は偽名して、或は流連し、或は瀕々に彼の陋穢なる遊廓に遊びたりとの一事之れ也、而して判事は「余も二十年前書生の時には出入したるが」と云ひ、妓樓の主人は堂々たる紳士に向ひ「迚も玆にて在躰に申されぬ一夜御遊興なされましたらば」と云ひて、聽くもの決して奇しまず、寧ろ愉快に絶笑したり、厳然たる大日本帝國の法庭裏一人れ怫

然として之に怒るものあらざりしと云へり、嗚呼我國に於て紳士と稱せらるゝものゝ私徳、及び彼等が間ざに成立する所ろの公徳なるものは果して如此きか。他日外人ありて若し一々此の公判筆記を譯し之を歐米の新聞紙上に公掲する者あらば何如ん起れよ輿論、汝ぢ先づ此等の罪證を捉らへて非難し、詰責し、天下に向つて日本の輿論は決して此等の不潔を容赦せざることを確證すべし。

吾人は讀み了ツゝ嗒然たるもの之を久しうす。　唯曰く、女學雜誌記者は實に吾黨の明法官なりと。

## ○餘興

傍若無人樓主

○桶屋の頓巧智　ある處に一軒の桶屋ありけり、其の主人といふは古今無類の鼻高にて、何事にも高慢をいはぬことなき程なれば、商買物はいふに及ばず。ある時客の前にて數多の桶を并べ立て「拙店の桶は皆此の通り、木口も精撰で、箍も此の通り丈夫に掛けて……」といひながら、一の手桶を取り、頭腦天に振上ぐるや否や、精一杯力を込めてやをら敷居え、叩き付くれば、何かは以てたまるべき、さしも丈夫と自ら信じて頼み切ツたる綱も切れ、否箍が弛みて、脆くも底は抜出でたれど、(そこはぬからぬ)平氣な顔にて之を取上げ、「底も此の通り厚く出來て居ります。」

○前號の考物　(甲)馬　(乙)犬 dog.

此の考物は餘程六ヶ敷かりしと見え解答者意外に少なかりし(甲)の馬は誰しも能く當てられたれども(乙)の犬 dog. が誰しも多く考へつかざりし此の dog. は縱から見れば犬なれども倒ふして見れば god.(神)になるにあらずや。中には鹿と答へられたる諸君間々之れありたれどもそれを倒に讀めば(カシ)とほう讀むべからず菓子は別段に豪氣なものといふを得ず且つ菓子の假名は(くわし)なり加之前の神聖動物に應ぜず。…………や少しの見當違ひで文明之母を一冊とりそくなツた…………といふことなかれ次号には解し易きを出し申さん

## 寄書

### ○貞女阿花の事を記す

長野　秋元三省

世に貞女多し然れども苦樂其節を變へず始終一の如くなるもの蓋し貞女の貞女たる所以にして其徳の美なる誰か之と感ぜざるものあらんや故に古來より傳て貞女と云ふもの皆其行あらざるはなし而して此行や之を行はんとして行ひたる行ひにあらずして實に其誠に出て、言に發し色に顯はれたるの行なるを以て俯仰天地に恥ぢず歷々後母傳へ聞くものをして轉々感賞に堪へさらしむるものある所以なり嗚呼世の婦女たるもの宜しく其境遇に處し其時機に際し婦女の婦女たる所以の道を盡くして以て一身の行を潔くすべし焉ぞ滔々たる流俗につれて不徳の深淵に沈論し婦女の婦女たる行を欠き陷て天下の輕薄者派となることをなすへけんや而して今や世の文化日に其度を進むるに方り世の學者先輩痛く其進歩に伴ふて生したる弊害を論しく之を矯正せる母汲々た

らさる毋ハなし特毋女子教育に於て擧けて之を稱道す何を以て此に至る曰く今日の情状是れ其然らざるを得ざる實勢あるに因る予誠ふ之を論ぜん抑も女子の斯世ヿ於ける男子と毫も其責任を異にせることなく男子の世ヿ立て盡さゝるを得さるの義務ハ女子亦世ヿ處して之を盡さるを得ず女子の世ふ處して負ふるを得さる責任ハ男子亦世ヿ立て之を負ハさるを得ず假令其間輕重大小の差ハありと雖も決して男女を壓するの權なく女男ヿ屈せさる可からさるの理なし是れ歐米諸邦夙ヿ男女同權論を主張する所以毋して今日之を實際ヿ徹するヿ古今東西を問ハず真ヿ其然らざるを得さるものあり然れとも之の理由を脳裏ヿ解して能く責任義務を完するもの真ふ男女同權の實を得て相互に幸福快樂を享べしと雖も一たび其實を誤まる時ハ言ふべからさる大害を流すふ至る今日本邦婦女子の社會に取りてハ最も當さヿ熟慮相覆せさるを得さるものあり夫れ男子ハ學んで而して材能智慮を増進し技藝工作を研修せさるべからず而して女子亦學んで而して之を修めさるべからず然れども男子ハ出て、外に當るものなり女子ハ入て内と治むるものなり其學や均しく學術技藝ヿありと雖も之を施す道ヿ至りてハ勢其趣を異にせさるべからず而して智徳体の三育共に之を施さゝるへからすと雖も之を養子ハ道ふ於くハ既に其主義を同ふせず是れ今日學者の定論にして世の教育ふ從事する人れ皆共に稱道してやまざる所なり然れども人の此世ヿある學んで而して其材を研き其智を明かにするもの是れ其身の花を美ヿするものにして其徳を養ひ其体を健かヿするハ其身の實を佳にするものなり身の花や實に之を美ヿせざるべからず身の實や真に之を佳ヿせざるべからず然りと雖も世ふハ其花の美ヿして其實の佳ならさるものあり其實の佳ふして其花の美ならさるものあり予輩ゑと其兩備を欲す然れども万巳むを得されバ寧ろ其花の甚た美なるも其實の佳ならさるものあり其花甚さ美ならさるも其實の佳なるものを採らざるを得ず蓋し花の美もと草木に必要なりと雖も實の實用あるふしかず予輩人の行ヿ於ても亦此の主義を執るものなり殊ヿ女子ふ於てハ最も此の論を主張せさるを得ず何を以て之を云ふ曰く方今の弊害に花の美に走りて實の佳ヿ主なるゑの少き有様なればなり豈ヿ之を矯正するヿ汲々たらさるを得んや故ヿ今婦女の行ヿして掲々て以て世の摸範となすべきものを擧げて後進婦女子に示し聊か予輩持論のなする

所を表して之を誘掖補導せんと欲す其人は誰ぞ曰く貞女阿花是れなり蓋し阿花は美濃國惠那郡大井村農浦六郎左エ門の妻にして夫六郎左エ門は盲目の上中風症を患ひ七閒年の久しき病蓐に臥せしが其間一日の如く療養看護至らさるなく且つ己れか三兒を養育せるの傍耕耘力作に從事して一家の生計を立て壽年七十有一にして家に沒せし貞節賢良の一婦人なり予輩節を追ひ逐次其一生中の事實を記述すべし

一　幼少の阿花　阿花は同村石田左兵衛の二女にして文化十四年九月廿四日を以て生まる幼にして怜悧人稱して良少女と云ふ姉妹兄弟七人相親睦して一言の相爭ふなく長を長とし幼を幼とし以て父母に仕へて孝を盡くせり父左兵衛病んで臥す阿花傍に侍して去らず或は痒を抓き或は痛を撫で又或は醫家に造りて藥を請ひ又或は市町に出て、甘を求め以て父の枕邊に供し時に或は世の奇聞を話し時に或は姉妹と相談し擧として、病父の心を慰めさるに出てざるはなかりき父又曾て人の爲めに冤罪を蒙り囚へられて縲絏の辱を受く阿花之を見て憂苦に堪へず朝夕信奉する所の神佛に詣ふて、父の罪を赦されんことを祈れりと云ふ之を要するに阿花が幼少の境遇たる屢々家の不運に遭遇して一家貧窶の中に陷り日々の衣食に差閊ゆるに至る是を以て母出て、人の爲に債食して長女阿國(十七)は馬を追ふて送荷を業とし阿花(十五)は山に入りて薪を伐り以て市にひさぎて飯米の料に充つ而して其次女阿國(十二)阿仙(十)阿德(八)其弟彥太郎(六)岩次郎(四)此五人の中阿國阿仙の二少女は他に奉公し彥太郎岩次郎の二小兒は母に附從して付きまとれり鳴呼阿花の一家の不幸何ぞ一に此に至るや

二、家婦の阿花　阿花の六郎左エ門に嫁するや實に其廿一才の時にありと云ふ當時六郎左エ門の家政別に富有なるにはあらずと雖も數項の此田以て一家の生計を支ふへく且つ六郎左エ門農時の餘暇に些少の商業を營むを以て之か收利の一部分以て年中一家の小使費を辨すへし阿花六郎左エ門に配せるの翌年男を擧く宮太郎と名づく後三年辨次郎後又四年彥三郎を生む三兒皆壯健にして活潑なりしと云ふ鳴呼天道は是邪非邪何ろ比の良賢婦に幸を與ふるの薄くして永く其身を痛苦の中に呻吟せしむるや宮太郎長しく十五才の春を迎ふる門の瑞松の目出度にも似ず浦一家の悲哀は實に言語に譬へなしそは他にあらず正月三日の夜六郎左エ門は新年の慶を祝して晩酌の餘爐邊に團

藥するや俄ニ眼痛を感し煩苦の後遂ニ瞽して咫尺と辨せさるを以て盲となる是れ盖し漢家の所謂風眼ニして眼病の遽なるものなり是に於て阿花の悲哀一方ならさ家の餘財を費して苟も名醫の聞へれある醫師ニハ就きて其治療を求めさるはなし然れども遂に效あらす然るニ當時其隣村中津川のもの曾て同症に罹り尾州藩其醫家に掛りて稍々快方に赴きしものありしを聞き阿花喜ぶこと甚しく因て直ちニ勸めて全醫ニ就きて治療を請えしめ男宮太郎をして共ニ行て看護せしむ居ること三年遂ニ癒へす六郎左エ門の家に歸るや盲目自ら居り日常些事も辨せることは能はさ只僅ニ藁履草鞋を作ると以て業となさのみ此の時ニ當り阿花一身にして一人の盲夫と三人の兒子を引受け寒暖の衣類は勿論世間の義理や家計の經濟や又植付收穫の勞作より家事の細故まで一ニ自ら其衝ニ方りて内外の雜務を辨處し毫も怠慢惰弱の氣風なかりしかハ里人皆其勇を感賞せしとぞ既ニして六左衛門中風症に罹り半身不隨病床ニ臥して寸歩も自ら致すこと能はざるに至れり然れども阿花之を介抱するに懇切丁寧ニして未だ曾て疎忽の取扱をなさざる七年の間一日の如く始終其節をかへざりしかハ里人之を聞て其貞操切實なりしを賞贊して之ニ感ぜぬものなかりしなり

三、寡居の阿花　初〆阿花の六郎左衛門に嫁はるや當時家政稍々豊富なりしが中途六郎左衛門の眼病によりて大ニ資財を蕩盡し後又中風症の爲めニ醫藥に費すもの甚だ多ゝりしを以て日常の活計稍困難を招きしが阿花之を經理するニ其法を以てし以て遂に家財は勿論田地田畝等依然其儘ニ持ち来り六郎左衛門看病の傍ニ兒子を相手に耕耘力作して一歳の生計を立て且つ三兒の保育も實ニ疎忽ならさりしは感するに堪へたり而して阿花の六郎左エ門に死別するや時ニ年四十有六寡居煢々其貞操を變せさ朝夕亡供する存せるか如く自ら經を誦して其冥福を祈きりと云ふ是より先き數年宮太郎の曾て名古屋にあるや親しく城下の繁盛ニ感し且つ文字の士派ニ行るゝを羨み自ら機を得て其志を達せんと居常之を心頭ニ掛けて忘れざりしは歸郷後父の病の癒へさるを見斷然志を決して學を修め業を研き以て父母の名を揚けんことを思ひ立ち一日阿母ニ語るに其切情を以てせしニ阿花大ニ其志を嘉みし遂ニ病父ニ告々をして宮太郎を藩儒其先生の門ニ入れて修業せしめたり其後數年又次男は親戚足戸なる赤塚其店に遣

りて商業を見習はせけるがこの辨次郎主家に仕へて忠實なりければ赤塚方にても末頼もしき少年なりと賞しけりとぞ而して三男彦三郎や阿花を手許を離さず常に相率ひて農事に從はしめて曰く農は祖先の家業なり之を廢するは祖先の罪人なりと故に彦三郎固く此言を信じ幼年ながらも窃かに農を以て身を立つるを願へりと云ふことは後に彦三郎が當時の事情を人に物語りしときの言中にありしと云へり之を要するに阿花が兒子を育てる各其性の如何を察し之をして其好む所に就かしめ敢て牽制せる所なかりしは實に人の母たるべき材徳を備へたるものと云ふべし然るを猶其身を花にして美を装はざれば以て世に立つことを能はずと云ふ歟論語に曰く其道を道とす吾之を學ばずと雖へ共既に學びたりと云えんゝ予輩亦阿花に於く之を謂ふ

四、晩年の阿花

明治八年宮太郎擧げられて縣立師範學校生徒となり在學二年小學師範學科を卒業して後縣下某小學校の教師となり拮据數年大に効績を顯し屢々官の賞表する所となれりと云ふ辨次郎後ち赤塚を辭し同郡中津川に一の呉服太物店を開き盛に品物を賣捌きしに浦辨の名順に四方に聞へ店頭常に人の山を爲せりとか又彦三郎は現に鄕村にあり農を專業として耕耘に從事し當時浦家を相續し阿花は始終此の彦三郎の許にあり兄弟三人の孝養を受け老の安樂を極め去年三月病を以て死すと云ふ予先きに美濃地方に漫遊し偶々此の事を聞知し當時大に感情を惹起せり今記して以て大方諸君に示す幸に予が微意のある所を推究し兼て阿花の事蹟をして無効に付せしむることなからんことを望みて已まざるなり

## 彙報

○宮城門外の銅像。宮城の正門外に銅像を建設せらるべきに就き、帝國博物館長九鬼隆一氏より、左の通り日本美術協會へ申進せられたり。

今般皇城正門外廣場中央に銅像を装置せらるべき趣に付當館に於て左記の制限に由り圖案を懸賞募集取纏候間貴會員中御勸誘相成考案差出相成候樣致度右は皇城壯嚴

の一ヿ供するのみならず本邦美術の模範さるべきものヿ付氣格形相ハ成るべく森嚴を旨とせられ度此段併せて申進候也

明治廿二年七月五日　　　帝國博物館長九鬼隆一

日本美術協會會頭佐野常民殿

一　銅像ハ中世以来本邦歴史上著大の關係を有する人臣の像若ハ國體を代表すへき想像的の人物たるべし

一　銅像の大さハ皇城正門外廣場中央ヿ装置するヿ適當と認むるを以て度とすべし

一　圖案ハ全く自己の考案に出でざるべからず

一　圖案ハ成るべく正確ヿ認ため大小高低を明にするを要す

一　圖案ハ一人にて數枚出すも妨なし

一　圖案ハ来月二十日迄に當館ヿ送付するものとす

一　圖案ハ鑑査の上最も優等なるものハ金五十圓を贈與すべし

一　賞金を得たる圖案ハ必ずしも實地製作ヿ用ゐざるものとす

氣格形相を成るべく森嚴にすべしとの一事ハ吾人が尤も敬賛する所ろ也、方今有爲の美術家ハ宜しく大ひヿ考案すべし、之れ甚だ日本美術ヿ關係する所ならん、故に此の募案の當ヿ日本美術會にのみ限られたる事、並に来月二十日迄に其答を要せると云ふ極めて急速なる事、尤も遺憾なり、更めて公衆に答案を募られんことを希がふ。

〇美男子展覽會。之を讀賣新聞ヿ聞く墺都維也納府ヿ於いて美男子展覽會の催しありと其の審査官ハ婦人なりき、褒賞ハ第一等の美男子ヿ撰擇せられたる者ヿ非ざれバ受領する能ハざるなりと、而して其の第一等の美男子なるものハ第一上疑の尤美麗なる事、第二鼻の最大なる事、第三最大なる禿頭を持つ事等なりと。嗚呼人ハ萬物の靈なりとの説破れたる故ゥ殆ど器物同様のものならんとす、前途ハ真に漠々たりといふべし。或ハ竟に吾人の子孫ハ馬ヿ駕され牛に乳しほられハもまじきかと、杞憂家ハいへり。

〇日本にも婦人あり。誰か我が大日本帝國に婦人なしといふゥ、園田てる孃の如きエライ婦人あるヿあらずや。女學雜誌記者の如きハ、日本改革者てふ廣大もなき文字を冠らせて記述する所あられたり。嗚呼我が日本の此のてる孃の爲めヿ改革せらるゝ、時ハ

何れの日なるべき、来週なるか、来年なるか、来世紀なるか、余ハ知るを得ず。兎に角壞の心事行爲を知らんとするものハ、米國サンフランシスコのカノバー女が記述したる壞の話しを去六月十三日のユニオン、シグナル雜誌に於て讀まれよと、或る人よりの投書。

○何ぞ遊バざる。何ぞ遊バざる、何ぞ青山白水の間に遊バざる、青山白水の冷やかにして心目を清ふする、決して氷店の暖簾、鯉の瀧のぼり、文覺荒行の圖の比ならんや。紅塵萬丈炎熱燬くが如きの都門ハ賢に今日足を踵むべきの地にあらず。

○賞杯廢すべし。神奈川縣生見尾村關口脫知とかいふ人ハ、是まで政府より金銀木杯を以て人民に賞賜し来りしハ、自ら然るべからざる影響を生ぜるの傾きなきにしもあらずとて、前月三十一日元老院へ出頭して、賞杯廢止の議に就き、建白書を捧呈せりといふ。顧ふに宗教の内外幾多の禁酒論者ハ皆この議を賛成し、續々踵を接して建白書を呈するに至らんか。吾人ハ已れ國家經綸の何たるを知らず乃ちソクラチースに一笑に附せらるゝの人物がヤレ條約改正斷行すべしとゝ、中止すべしとか、雷同に雷同して無暗夜縉に捧出する建白よりハ寧ろ此の種の建白を愛するなり。

○美鼎一齊、本誌次號よりハ文壇上琤々の名將、遠湖内田周平氏の美鼎一齊てふ、極めて有益なる極めて面白き、論文を掲載すべし。讀者諸君の一咀嚼して早くもアツト其の味のまさに目をまわさるゝを恐れ、豫め茲に之を注意す。

# 東洋學會雜誌

## 第三編第七號目錄

七月二十八日發行



(發兌定日)每月一回廿八日(定價)一冊八錢六冊前金四十五錢十二冊前金八十六錢廿四冊前金一圓六十三錢(府外郵稅)金一錢金六錢金十二錢金二十四錢

(廣告料)本誌ハ五號活字二十五字詰一行金八錢廿行以上金七錢一段(廿八行)以上一行金六錢トス　但シ前金郵券ハ一割ノ事

(御注意)御注文之節ハ○府、縣、郡、區、町、村、番地姓名等詳細御申込ヲ要ス○御轉居ノ節ハ新旧兩所御報知ヲ乞フ

○本誌ハ前金ニアラサレバ遞送セズ○見本ハ郵券十錢ニテ呈スベシ○代價ハ郵便爲換小爲換銀行爲換又ハ通運便ニテモ御送リアリタシ○郵便爲換ナレハ芝口郵便局ヘ御振リ込ミアルヘシ○郵便切手ヲ以テ代金ニ換用セラル、トキハ一割增シナリ○前金相切レナハ直ニ遞送ヲ止ムヘシ

東京京橋區南傳馬町一丁目十二番地
東洋學會

○内務大臣松方伯題辭
○高橋健三先生序
○田中迪三先生
○川瀬周次先生　合著
○法學博士バリストル岡村輝彦先生序
○法學士岡山兼吉先生序

# 市町村議員必携

洋装全壹冊總クロース金文字入美製本
紙數四百頁
定價金六拾錢

本書ハ歐米諸國ノ自治制并ニ之ニ關スル諸大家ノ名論卓說ヲ參照シテ著ハサレタル者ナリ

○第壹編ハ自治全体ニ關スル事、即自治ノ起因、定義、組織、集權、分權、自治ノ利益、立憲政体ノ關係等

○第二編ハ議員ノ資格之ヲ失フ場合、辭職、退職、人民トノ關係、撰擧ノ諸權、投票、當選、各訟訴等

○第三編ハ市町村會ノ本義、開閉會、議事法、議決ノ諸說、吏員ノ關係、市町村組合等

○第四編ハ市町村ノ財產市町村稅、公債、各權利義務等ノ議決、吏員ノ選擧、裁決意見提出等

○第五編ハ內務大藏兩大臣、府縣郡參事會ノ監督等

其他右ニ關スル大疑問苟シクモ自治代議機關ニ關スル事ハ大小網羅シ實ニ自治制御發布後一ノ類似ナキ一大良書ナリ市町村議員吏員ハ勿論市町村住民タル者座右ニ欠ク可カラサルコトハ各先生ノ序文ニ於テモ明カナリ江湖ノ諸君續々御購求アランコトヲ伏テ奉希望候

東京日本橋區大傳馬町二丁目廿二番地
發行所 文昌堂 長嶋恭三郎

埼玉縣北足立郡鴻巣町百十四番地
仝 盛化堂 長嶋爲一郎

特約大販賣所

○東京日本橋區若松町榊原友吉○仝區大坂町小林喜右衛門○仝區本町四丁目杉本七百丸○仝區通一丁目大倉書店○京橋區南傳馬町一丁目吉川半七○仝町目黒支店(神田區表神保町日本書籍會社○日本橋區箔屋町林平二郎○長野縣長野大門町西澤喜太郎○越後長岡目黒十郎大坂心齋橋通南一丁目松村九兵衛上州高崎田町煥乎堂其他各府縣著名ナル書肆ニ於テ販賣仕候

十七世本因坊秀榮校訂
故安井算知門人山田權平著

# 新撰圍碁錦囊

諸先生題辭藍
唐裝美本
全三冊
正價金三拾五錢
郵税金十二錢

世ニ碁經多シト雖モ當時ニ適スルノ良書尠シ是ニ於テ兩先生ニ乞ヒ先ヨリ井目ニ迄ル定石變化ノ圖ヲ掲ケ心切丁寧ナル解ヲ附ス神機妙算此ノ三巻ニ盡セリ之ヲ座右ニ備ヘ給ハヾ彼ノ沛公ノ良平ニ於ルガ如シ嗜好ノ君子一帙ヲ購求シテ埃外ノ清翫ニ供セラレヨ

諸大家先生著將棊出版本舗 東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
文玉圃 吉川半七

挿畫

# 智識

壹冊代價郵税共六錢。十二冊前金同六拾七錢。廿四冊同壹圓廿四錢（前金を要す）。郵券代用ハ一冊七錢つゝの割

第四號（八月五日）發行略目●小說○紳士の奇運（官人の氣風）●特別寄書○官私鐵道論（上）文學士濱田健次郎○地方人士ニ忠告ス大江孝之●叢說○米國在留の朝鮮婦人。奈良の大佛詳記。半切紙の始。和語と同じき梵語。顔を畫どるとの流行。蜘蛛ガ擧動ニて晴雨を知る。バイフルの計表。千七百年代會食の摸樣●家事○德用飯焚き法。果實の貯藏法。石炭油の火を消す方法●實業○英人ムーアの商才。富を成したる話。綿の虫を驅除する法。蛙の効用。鷄ニて雉子を捕ぶ法。寒天版の製法。開港初年製茶輸出表。長崎貿易の沿革（水産會員下啓助）。外四件●史傳○日本風俗考（蘭人原著）。楠正行起請文●技藝○三味線の起原●問答○いろハの始。嚔ニ倣ふ。濫觴。嚆矢等の字原●衛生○衛生の要法。不眠症。眼の保養。眼中の塵埃を出す法。渇と止むると●歐文○ブライトの雄辨。中庸の人。儉約人。判事と囚人●詞苑○歌。詩●娯樂○知惠くらべ數字。これハ何と讀みますか。謎、考句、解答●雜事○勅任官二人酒の爲ニ死す。文部大臣。懸賞文披露。外數件●圖畫○滊車中ニ男女雜誌を讀む圖。官人宴會の圖。朝鮮婦人の寫眞。顔を画どりたる圖。會食の圖。

○附錄 各地鐵道發着時刻賃金表 郵船賃金表 內外各港里程表

東京小石川區江戶川町
發行所 智識雜誌社

賣捌 東海堂。巖々堂。信文堂。指金堂。良明堂

# ●博聞雜誌第四十三號目録

●論說○日本産食肉植物ノ說(圖入)　理學士三好學○大赦考(完)　大久保初男●歴史○頼政歴采窟(續)○加藤肥後守忠廣ノ詩○幕府時代ノ俠客●天文○降雨ノ時期○歐洲ノ旱魃歴史○世界ノ洪水歴史●地理○安房國ノ好風景地(鋸山、浮嶋、根本ノ海水浴)○長門國ノ岩窟○琉球國八重山島○朝鮮ノ七不思議○火山ノ種類○砂ノ噴出●人事○全國有位者ノ統計○西洋各國人口增加ノ割合○米國未來ノ人口○日本英國人口多寡增殖比較表○沖繩縣ノ奇風○人爲ノ變形(圖入)○女子紀原ノ古傳說●農事○鷄糞肥料○蠶糞肥料○植物ノ轉地●工業○自動電信○移動電話器○新調ノ水雷艇○世界各國ノ新造軍艦●商法○最上ノ商略○支那漢口ノ貿易●諸業○縮地術○ナヽヤガラノ桶舟渡リ○藝妓奬勵會●理化○理化學ノ進歩○未來ノ三大發明○無煙無音火藥○屍體保貯液○蒸氣ノ消火力●衛生○溺死防禦術○茶ノ喫烟○鐵道病○毒ウツギノ告諭●教法○昔時ノ耶蘇教○米國ノ巫女トメスメリズム○越後丸山村ノ奇祭●文籍○古事類苑ノ編纂○御陵基一覽表ノ調製○與歌奇吟(漢和、和詩、押韻ノ歌、義譯の歌、鸚鵡返シ、難題)●雜事○旱雨石○鰻ハ卵生魚ナリ○米國大洪水ノ記●廣告

●毎月五日廿日兩回○一冊八錢○半年分十二冊金九十錢○八ヶ月分十八冊金一圓三十錢○一年分廿四冊金一圓七十錢○爲替ハ芝口局○郵券代用ハ一錢券ニテ壹割增

東京京橋區弓町十番地
發行所　博聞雜誌社

南翠外史著

# 小說 唐松操

總クロース金字入最上美本定價四十錢郵税十六錢

苟くも目に小說を見るものハ我が文壇の老將に須藤南翠其人あるを記せざるハあらざるべし南翠先生の文章ハ流麗婉曲にして讀む者惓むを覺えず南翠先生の想像ハ富贍強大にして千百盡くるを知らず其の婉麗なる筆を以て其の豐贍なる奇想と描きたるものハ我が「唐松操」とす此書唐松操なる一浪士が妖怪を退治て大いに英名を京攝の間に轟かし進んで天下の大法官となり大義高潔の名を得るに終ると雖も其間幾多の轗軻不遇を寫して剩さず理想と見れバ想理歴史と見れバ歴史寓意と見れば寓意其の結構したる所の境遇ハ讀者の境遇に依つて如何なとも觀察を下さるべし是れ「唐松操」が出色の妙地なりと爲す論より證據先づ一本を購ふて繙き給はゞ書肆の多辯を俟たずして快と呼び奇と叫び妙と稱へらるゝと疑ひなし

發行所 東京日本橋區大傳馬町二丁目二十二番地 文昌堂 永島恭三郎

（遞信省認可）

## ●文章會第二集 八月十五日發行



●定價一冊十五錢郵税六錢●五冊六十八錢郵税三十錢●十冊一圓二十錢郵税六十錢●但し前金に御送り付を乞ふ

發行所 東京京橋區南傳馬町一丁目十二番地 日本文章會

大賣捌所 大阪心齋橋筋一丁目 松村九兵衛

明治廿二年八月十八日發兌